

大学機関別認証評価

自己評価書

平成30年6月

秋田公立美術大学

目 次

大学の現況及び特徴	1
目的	2
基準ごとの自己評価	
基準 1 大学の目的	4
基準 2 教育研究組織	6
基準 3 教員及び教育支援者	12
基準 4 学生の受入	18
基準 5 教育内容及び方法	22
基準 6 学習成果	41
基準 7 施設・設備及び学生支援	46
基準 8 教育の内部質保証システム	56
基準 9 財務基盤及び管理運営	60
基準10 教育情報等の公表	70

大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 秋田公立美術大学
- (2) 所在地 秋田県秋田市新屋大川町 1 2 番 3 号
- (3) 学部等の構成
 - 学 部：美術学部
 - 研 究 科：複合芸術研究科
 - 関連施設：附属図書館、アトリエももさだ、サテライトセンター
- (4) 学生数及び教員数（平成30年 5 月 1 日現在）
 - 学 生 数：学部434人、大学院20人
 - 専任教員数：46人
 - 助 手 数：21人

2 特徴

(1) 沿革

本学は、秋田市が設置・運営していた秋田公立美術工芸短期大学を発展的に改組し、公立大学法人が運営する公立美術系大学として、平成25年 4 月に開学した。

本学の母体となった秋田公立美術工芸短期大学（美短）は、昭和27年に開設された秋田県立美術工芸専門学校の専門課程を改組し、秋田県と周辺市町村の協力を得ながら平成 7 年に開学したものである。

美短は、開学以来、創造性あふれるデザイナーに加え、芸術・文化を地域に根付かせる活動を展開する人材、芸術・文化を通じて地域・産業に新たな可能性や活力を与える人材などを育成し、輩出してきたが、少子高齢化や中心市街地の空洞化が進む中、秋田市が推進する「芸術・文化をいかしたまちづくり」のリード役となるために、より深い教養と専門性を身につけた人材の輩出、大学としての競争力、就職市場における評価の向上を目指すことが必要となり、このため、平成22年、秋田市において美短の 4 年制大学化と公立大学法人化の検討が開始された。

こうした経緯のもと、本学は、学問の研究・発展に加え、公立大学として、秋田市の「芸術・文化をいかしたまちづくり」の中核を担うため、地方都市である秋田を構成する一部分と位置づけ、秋田の文化を発展・深化させる「知の原動力」となるような、より豊かな教養と深い専門性を備えた人材や「秋田ブランド」の振興をはじめとする地域活力の向上に寄与する人材の育成、さらには伝統的工芸品産業や製造業などのデザインと製品開発力の水準を高め、ものづくりの振興のコンサルタントやシンクタンクとしての役割を担うことを期待されて設立されたものである。

(2) 教育の特色

本学は、美術学部美術学科および大学院複合芸術研究科からなる単科大学であり、美術学部は、5 つの専攻と美術教育センターで構成している。

5 つの専攻は、従来の美術系の大学とは異なる考え方で構成されている。すなわち、絵画、彫刻、現代美術、

工芸、デザインなどのジャンルで専攻等を区分する既存の美術系大学とは異なり、これらの分野を横断した「地域の文化資源を根源とする芸術」の教育と「現代を表現する芸術」の教育との 2 つの考え方に基づいて構成している。

「地域の文化資源を根源とする芸術」の教育は、地域の文化資源すなわちルーツの発掘とその今日的解釈に依拠するものであり、「アーツ&ルーツ専攻」「ものづくりデザイン専攻」「景観デザイン専攻」がこれに当たる。文化資源の今日的解釈を出発点とし、美術作品・器物・家具・街並み等を、自己完結した単体と捉えて個人の内面や理念の表現として造形するのではなく、それらを相互に影響し合う関係の中で捉え、その価値や意味を現代社会の中で設定しようとするものである。

もう一つの「現代を表現する芸術」の教育は、既存の芸術ジャンルや表現媒体の差異にとらわれることなく、芸術の現代を表現することに特化するものであり、「ビジュアルアーツ専攻」「コミュニケーションデザイン専攻」がこれに当たる。美術作品やデザインを表現の成果物として見るだけではなく、「変動する現代」を表象するための手段として見ようとする思想に基づき、現代の最先端の思想と技術の習得を目指している。

学生は、1、2 年次に、分野の枠にとらわれずより多くの素材・技法に関する基礎的な知識や技術を総合的に学んだのち、2 年次後期に、学びたい分野や進むべき方向性を絞り込むため、2 専攻以上の「現代芸術演習」を選択し、各専攻の考え方に基づいた入門制作を行う。その上で、3、4 年次は 2 年次後期に選択した演習に係る専攻のうち、それぞれの適性に合った 1 つの専攻に所属し、より高度な知識と技術を身につけていく。

美術教育センターは、各専攻における専門教育の補完、「人間と社会のありかたに結びついた美術の意義を洞察し把握する力」と「創造的思考を明確に表現し伝達する力」の養成、学生の就業支援、主として美術の教育者および博物館等の学芸員の育成を目的とした教育課程を担当している。

学生は、美術の理論と歴史の専門分野、人間と社会・歴史と文化・情報・外国語・保健体育の教養分野、キャリア教育科目を学ぶ。また、中学校教諭一種免許状（美術）、高等学校教諭一種免許状（美術・工芸）、博物館学芸員資格の取得を希望する学生は、それぞれ必要な科目を履修する。

以上のとおり、本学の教育は、まずは美術・デザインに関するあらゆる領域を横断的に学び、幅広い表現手法を実体験した上で、専攻を絞り込み、各自の目指す領域を深く学んでいくというプロセスにより、新しい芸術表現を模索し発信する力、新しいデザイン技術を習得して地域の活性化に寄与する力、地域の「良さ」や「美しさ」を再発見する力、多様な価値を交換・共有できる力、地域の芸術創造を实践する計画を立案できる力が養われるものとなっている。

目的

1 公立大学法人秋田公立美術大学の目的（定款）

この公立大学法人は、豊かな創造性とグローバルな視野を持った人材を育成するとともに、芸術文化の発展と地域社会に貢献するため、大学を設置し、および管理することを目的とする。

2 秋田公立美術大学の目的

(1) 大学の目的（学則）

秋田公立美術大学は、広く知識を授け、深く専門の芸術を教授研究することによって、豊かな創造性とグローバルな視野を持った人材を育成するとともに、芸術文化の発展と地域社会に貢献することを目的とする。

(2) 美術学部目的（大学設置認可申請書類「基本計画書」）

新しい芸術表現を模索し発信する人材、新しいデザイン技術を習得して地域の活性化に寄与する人材、地域の「良さ」や「美しさ」を再発見する眼を持つ人材、多様な価値を交換・共有できる人材、地域の芸術創造を实践する計画を立案できる人材の育成を目的とする。

3 秋田公立美術大学の基本理念（大学設置認可申請書「8 設置の趣旨」）

秋田公立美術大学においては、従来の大学のように学問自体の研究・発展だけを目的とするのではなく、公立大学として秋田市の芸術・文化をいかしたまちづくりの中核の役割を担うため、大学の中だけで完結するのではなく、地方都市である秋田を構成する一部分に自らを位置付け、秋田の芸術・文化の探求・創造も併せて指向する。同時に、美術・工芸・デザインを単なる芸術鑑賞の対象としてのみ扱うのではなく、広く社会に貢献できる一つの手段として捉え、住みやすく人にやさしいまちづくりや新たな商品開発といった分野への支援機能も備えることが必要である。このことから、秋田公立美術大学の基本理念を以下の4点とする。

(1) 新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学

近代日本の芸術教育において、「日本画」「油画」「彫刻」「工芸」「デザイン」「建築」等の区分が固定され、西洋近代的なものと日本古来のものが並行的に同居している状態を見直し、現代日本に合った価値観に再構成するとともに、新しい芸術的価値を生み出し、発信することに積極的に挑戦する。

(2) 秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学

「地方都市のアイデンティティを再発見し、新たな価値観を創出する」というビジョンと、「地域の多元化そして深化こそ豊かなグローバル文化を形成する」という理念に基づき、地方主体の芸術創造、地方で創造された芸術の存在感の向上、文化芸術政策・活動の人材養成を実現することを通して、芸術の「地方分権」を魁ける。

また、秋田が歴史的に培ってきた伝統的な文化、生活様式、技術などを掘り起こし、その芸術的価値を再評価し、現代の秋田にいかすとともに、芸術・デザイン分野における新たな展開をもたらす、いわば地域のルネッサンスを目指す。

(3) 秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学

再構成された芸術領域と地域の芸術・文化に対する深い理解や、「世界」に触れる機会・交流を持つことを基盤として、変化しつづける芸術表現の中で、アーティストあるいはデザイナーとしてその潮流をリードするために必要な、多様なルーツと出会い、価値の多様性を認め、共有できる柔軟な思考を持ち、新

しい表現を模索しながらグローバルに活躍できる人材を育てる。

また、大学自体も、豊かなグローバル文化の形成を目指して、秋田に残る文化・芸術を再評価し、現代に通じるものとして復興しながら、先鋭的な芸術表現により世界に向けて新たな価値観を発信していく。

(4) まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学

公立大学の責務として、教員全員が自らの専門領域に由来する社会貢献事業を進めるとともに、県内外の大学、民間企業、小・中・高の各学校、美術館等の社会教育機関との連携を積極的に図りながら、地域ブランドの開発や地場産業の振興、芸術活動の展開などに力を発揮し、地域の活性化に貢献できる人材を育てる。

基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1 - 1 - : 大学の目的(学部、学科又は課程等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

秋田公立美術大学は、「豊かな創造性とグローバルな視野を持った人材を育成するとともに、芸術文化の発展と地域社会に貢献するため、大学を設置し、および管理することを目的とする。」(別添資料 1 規程集、公立大学法人秋田公立美術大学定款第 1 条)としており、また、「広く知識を授け、深く専門の芸術を教授研究することによって、豊かな創造性とグローバルな視野を持った人材を育成するとともに、芸術文化の発展と地域社会に貢献することを目的とする。」(別添資料 1 規程集、秋田公立美術大学学則第 1 条)と、それぞれ目的を定めている。

別添資料 1 規程集 公立大学法人秋田公立美術大学定款

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/a507a75afcc089866693bd514cf82369-1.pdf

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学学則

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/ca0be1b3ca256ddfbbf9988d3b46ee00.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、大学の目的は学則で明確に定められており、その目的は、学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的に適合しているといえる。

観点 1 - 1 - : 大学院を有する大学においては、大学院の目的(研究科又は専攻等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

秋田公立美術大学大学院は、「多様化する現代芸術領域と複雑化する地域課題に対応しながら、複合的な教育・研究を通じて、一人ひとりの個性を尊重した専門性のさらなる深化を追求し、新たな芸術表現の創出やより本質を捉えた地域貢献を図るため、高度な実践力を有する人材と高度な専門性を有する研究・教育者の育成を行うことを目的とする。」(別添資料 1 規程集、秋田公立美術大学大学院学則第 2 条)としており、また、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養い、地域社会に芸術表現で貢献できる人材を育成することを目的とする。」(同資料、同学則第 3 条第 2 項)と、それぞれ目的を定めている。

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学大学院学則

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/c0cd0b13e90df9eec4e239a931524147.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、大学院の目的は学則で明確に定められており、その目的は、学校教育法第 99 条に規定された大学院一般に求められる目的に適合しているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

特になし

基準 2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

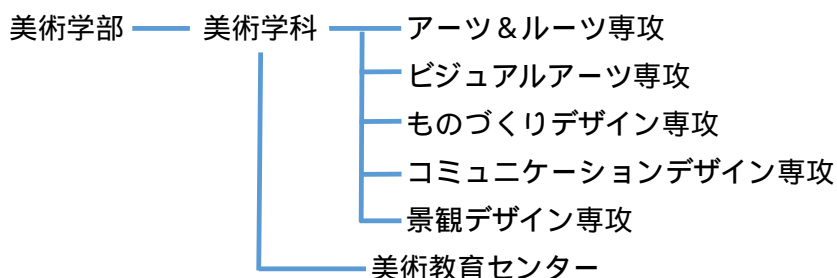
観点 2 - 1 - : 学部及びその学科の構成(学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学学士課程は、美術学部美術学科の一学部一学科で構成しており、美術学科の中に「アーツ&ルーツ専攻」「ビジュアルアーツ専攻」「ものづくりデザイン専攻」「コミュニケーションデザイン専攻」「景観デザイン専攻」の5専攻および「美術教育センター」を置いている。学年定員は100名である。

5つの専攻は、従来の枠組みとは異なる領域横断による構成としている。その構成に応じて、専門領域の異なる複数の教員を各専攻および美術教育センターに配置し、専門科目ではチーム指導により、本学の基本理念と教育研究の目的達成の実質化に寄与している。

資料 2 - 1 - - A 学部の構成



【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、美術学部美術学科においては、まずは美術・デザインに関する多くの領域を総合的に学び、幅広い表現手法を実体験した上で、専攻を絞り込み、各自の目指す領域を深く学んでいくという課程が構築されており、これを美術教育センターが各専攻の守備範囲を補完することにより、美術学部の目的が達成される仕組みとなっている。

以上により、学部および学科の構成は、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものになっているといえる。

観点 2 - 1 - : 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点到係る状況】

教養教育は、基本理念およびカリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)に基づき、「人間と社会」、「歴史と文化」、「外国語」、「情報」、「保健体育」の5分野にわたる教養科目群で構成している。この中で、主に歴史や外国語、情報等の授業科目を担当する専任教員は7人となっている。

運営にあたっては、専攻および美術教育センターの教員を構成員とする学務委員会において、委員長が中心となって教養教育を含めた教育課程全般のほか授業科目の履修等について、全学的な視点で検討を行っている。

また、教養教育を含む教育課程の検討における重要事項については、副学長、学部長、研究科長、専攻長、美術教育センター長を構成員とする専攻長等会議において意見の集約や決定事項の報告を行い、全学的な意思疎通と情報共有を図っている。同会議では、毎月定例的に会議を開催して各専攻と美術教育センター、大学院間にまたがる予算や学内ルール等の検討・調整、法人が定めた指針や規定等の共有などを行っており、組織的な連携体制を確保している。（平成 29 年度は計 12 回開催）

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、教養教育を含む教育課程および授業科目の履修等については、学務委員会において全学的視点で審議されており、重要事項については専攻長等会議を通じて全学的な意思疎通と情報共有が図られている。

以上により、教養教育の体制が適切に整備されているといえる。

観点 2 - 1 - : 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本大学院は、本学が設置している美術学部美術学科および他大学において自らの表現手法を修めた学生が、他の芸術領域、あるいは芸術とは異なる情報技術などの他領域と表現手法を複合させながら、社会変化をもたらし試みを行う「芸術の複合的な研究」にステップアップすることを踏まえて、複合芸術研究科複合芸術専攻を設置し、1 研究科 1 専攻で構成する。

複合芸術研究科では、現代芸術領域における高度実践型アーティストおよび研究者の育成を目指して、標準修業年限 2 年の修士課程を設置しており、美術学部における「アーツ&ルーツ専攻」「ビジュアルアーツ専攻」「コミュニケーションデザイン専攻」「ものづくりデザイン専攻」「景観デザイン専攻」「美術教育センター」の 5 専攻 1 センターが対象とする研究領域を、「アート分野」「デザイン分野」「芸術学分野」の 3 領域に発展的にまとめた上で、「表現複合」「アートマネジメント」「ソーシャルデザイン」といった実践力を養うために必要な試みやスキルを含むカリキュラムを配置している。

なお、平成 30 年度は、平成 31 年の完成年度に向けた移行期であり、大学院と学部のさらなる連携のあり方を探り、大学の質の向上に向けて、次期中期計画を策定中である。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、大学院複合芸術研究科では、学部 5 専攻の専門性を横断的に吸収・連携する研究科の対象領域をアート、デザイン、芸術学の 3 分野に設定して、領域横断的表現・アートマネジメント・ソーシャルデザインの実践的カリキュラムにより教育・研究の目的を達成しつつある。

以上により、研究科および専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものになっているといえる。

観点 2 - 1 - : 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 2 - 1 - : 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

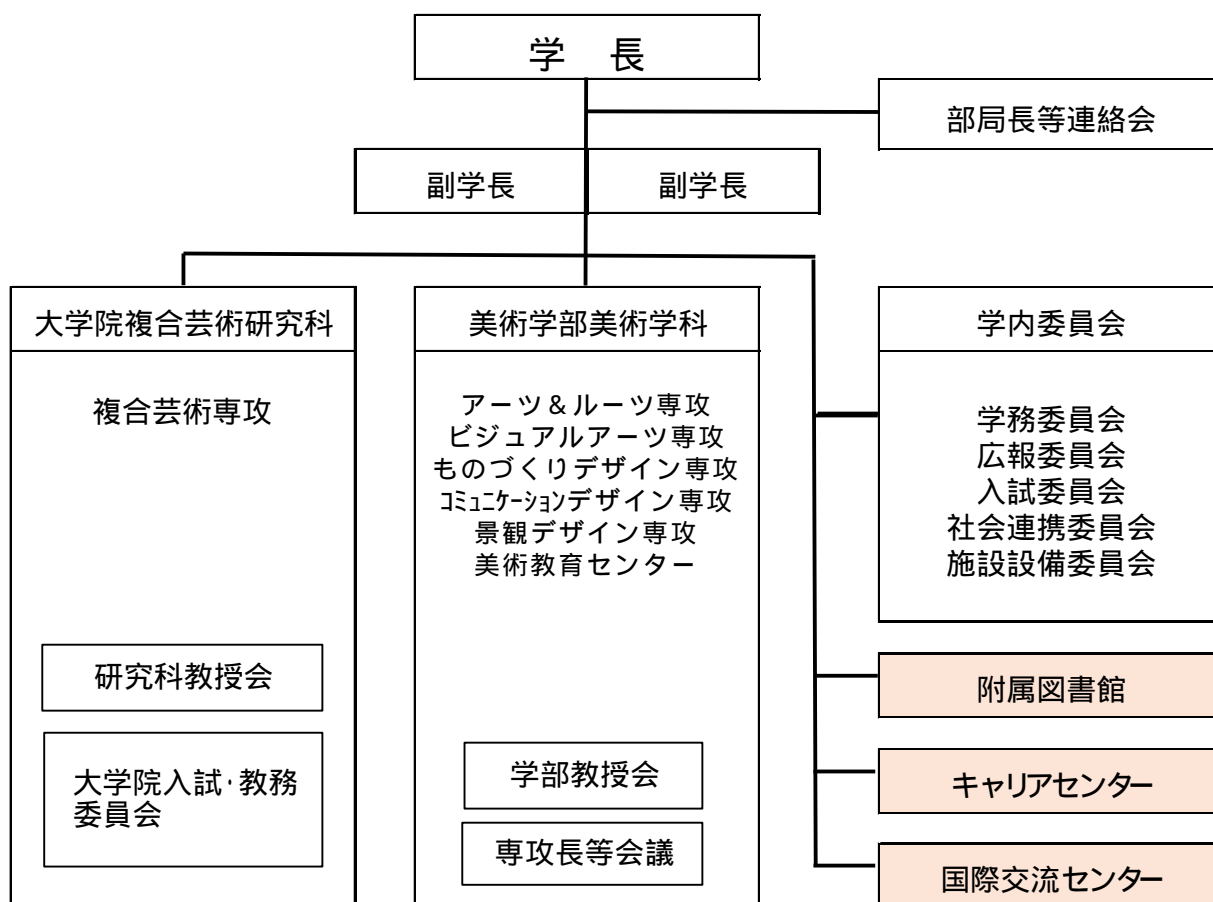
附属機関として、教育研究の発展に寄与することを目的とした「附属図書館」、教育研究の成果を広く社会に還元できる人材を育成することを目的とした「キャリアセンター」、および本学の国際化を目的とする「国際交流センター」を設置している。

附属図書館は、教育研究および学習に必要な学術情報（図書、学術雑誌、各種資料等）を収集管理し、教職員や学生の利用に供するとともに、他の大学図書館等と協力して学術情報を相互に提供している。

キャリアセンターは、学生のキャリア形成を促進し、志望する進路に対し適切な支援を行うことで、本学の教育研究の成果を広く社会に還元できる人材を育成することを目的として、平成 29 年度に設置された。事業内容を明確化し、計画的に実施していくために「キャリアセンター中期 5 力年計画」を策定し、キャリア教育の充実、キャリア・ガイダンスの充実、進路・就職先開拓の充実を 3 本柱としてキャリア形成支援に取り組んでいる。

国際交流センターは、グローバル人材の育成に向け、海外の大学との交流協定締結を推進しているほか、海外の大学等で行われるアートプロジェクトなどに参加する学生への支援、海外の大学等から研究者や教員を招聘しての特別講義やワークショップなどを実施している。

資料 2 - 1 - - A 大学組織図



附属機関・センターは網掛部分

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学附属図書館運営規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/78589935bae8f239ff26636872d8a239.pdf

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学キャリアセンター規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/bc5acdc568abaf232d41addab3e975d.pdf

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学国際交流センター規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/5519cbb55b3647b0cadf59cfe3275c47.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、これら附属施設とセンターでは、大学が果たすべき教育研究の目的を達成するため、学部
の機能を補完し必要な役割が果たされている。

以上により、本学の附属施設とセンターは、教育研究の目的を達成する上で適切なものになっているとい
える。

観点 2 - 2 - : 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

美術学部には、専攻および美術教育センターに所属する専任の教授を構成員とする教授会を設置している。教授会は、議長である学部長が必要に応じて招集し、学生の入学および卒業、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項を学長が決定する際に意見を述べる役割を担っている。（平成 29 年度は計 4 回開催）

また、教育研究に関する重要事項を審議するため、定款第 19 条に基づき教育研究審議会を設置している。教育研究審議会は、理事長（学長）副理事長、副学長、学部長および学長が指名する教員等で構成しており、毎月開催して教育研究に関する重要事項を全学的な視点で審議している。（平成 29 年度は計 12 回開催）

さらに、学則第 16 条に基づく委員会として、すべての専攻および美術教育センターの教員を構成員とする学務委員会を設置して教育課程や教育方法等を全学的に検討しており、特定の専攻等の視点に偏らないよう、公平でバランスのとれた議論を行っている。（平成 29 年度は計 12 回開催）

別添資料 1 規程集 公立大学法人秋田公立美術大学定款

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/a507a75afcc089866693bd514cf82369-1.pdf

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学学部教授会規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/056145024e48039281ad29983117fdd2.pdf

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学教育研究審議会規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/faee6e271269e8fc8f10efd314919342.pdf

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学学務委員会規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/3f985c80781308b7a096db60f60edc1a.pdf

【分析結果とその根拠理由】

教授会は、専攻および美術教育センターに所属する専任の教授で構成され、学生の入学および卒業、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項を学長が決定する際に意見を述べる役割を担っている。教育研究審議会は、学長および理事のほか副学長、学部長等で構成され、毎月開催して教育研究に関する重要事項の審議が行われている。学務委員会は、すべての専攻および美術教育センターの教員で構成され、教育課程や教育方法に関する全学的な検討が行われている。

以上のことから、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動や、教育課程や教育方法等を検討するための組織が適切に構成され、必要な活動を行っているといえる。

（ 2 ）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

美術学部美術学科においては、まずは美術・デザインに関する多くの領域を総合的に学び、幅広い表現手法を実体験した上で、専攻を絞り込み、各自の目指す領域を深く学んでいくという課程が構築されており、これを美術教育センターが各専攻の守備範囲を補完することにより、美術学部の目的が達成される仕組みと

なっている。

【改善を要する点】

特になし

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3 - 1 - : 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

本学の教員組織は、学則第 3 条に規定されたアート&ルーツ専攻、ビジュアルアート専攻、ものづくりデザイン専攻、コミュニケーションデザイン専攻、景観デザイン専攻の 5 つの専攻と、美術教育センターおよび大学院で構成している。46 名の専任教員はすべて学部・大学院に所属し、5 専攻又は美術教育センターで教育研究を行い、うち 11 名は大学院を兼務している。

美術学部には学部長を置くとともに、大学院には研究科長を置き、責任体制の明確化を図っている。

また、学部内の各専攻と美術教育センターには、所属する専攻等を代表し専攻等を統括する者として専攻長および美術教育センター長を置いており、さらに、教員組織間での情報共有と連携のため、副学長、学部長、専攻長、美術教育センター長で構成する専攻長等会議を設けている。同会議では、毎月定例的に会議を開催して各専攻と美術教育センター、大学院間にまたがる予算や学内ルール等の検討・調整、法人が定めた指針や規定等の共有などを行っており、組織的な連携体制を確保している。(平成 29 年度は計 12 回開催)

資料 3 - 1 - - A 美術学部教員配置状況

(平成 30 年 5 月 1 日現在) 単位(人)

アート & ルーツ専攻	ビジュアルアート専攻	ものづくりデザイン専攻	コミュニケーションデザイン専攻	景観デザイン専攻	美術教育センター	計
5	8	10	7	5	11	46

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学学則

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/ca0be1b3ca256ddfbbf9988d3b46ee00.pdf

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学専攻長等会議設置規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/92c4f6125a81a678c12d25ebca5cc524.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、専任教員は適切な役割分担が行われており、学部には学部長、大学院には研究科長が配置され、教育研究にかかる責任の所在が明確になっている。また、学部の各専攻と美術教育センターには専攻長等が配置され、専攻長等会議を定例的に開催することにより組織的な連携体制が確保されている。

以上のことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているといえる。

観点 3 - 1 - : 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

本学学士課程の専任教員数は、学長を除いて46名であり（資料 3 - 1 - - A ）教授23名、准教授20名、助教 3 名で構成している。学生の収容定員数は420名であり、教員一人当たりの学生数は9.1名となっている。

大学設置基準上必要とされる専任教員数は、美術関係学部の一学科で組織する収容定員420名の大学の場合、19名以上とされており、本学の専任教員数はこれを上回っている。

加えて、教務補助員として学部15名、大学院に 6 名の助手を配置し、授業等の補助を行っている。

また、教育上主要となる専門科目には、原則として専任教員を充てており、専門共通科目 76 科目のうち 65 科目、専門専攻科目 47 科目のうち 42 科目は専任教員が担当している。その他の教養科目やキャリア教育科目は、専任教員と非常勤教員が分担または連携して担当している。

資料 3 - 1 - - A 大学の教員構成

（平成30年 5 月 1 日現在） 単位（人）

	教授	准教授	助教	計	非常勤講師
美術学部	20	23	3	46	47
大学院（兼務）	(8)	(3)		(11)	

教授には、副学長 2 名を含む

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、専任教員数は大学設置基準による専任教員数を上回っている。また、教育上主要と認める授業科目には専任教員が配置されており、教育活動を展開するための必要な教員が十分に確保、配置されているといえる。

観点 3 - 1 - : 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学大学院修士課程の専任教員は 11 名であり、教授 8 名、准教授 3 名で構成している。このうち博士の学位を有する者が 2 名、修士の学位を有する者が 8 名、学士が 1 名である。学生の収容定員数は 20 名であり、教員一人あたりの学生数は、1.8 名となっている。

また、教員については、本大学院の研究がアート分野、デザイン分野、芸術学分野を基礎として、情報技術や映像等を活用した表現の複合やアートマネジメント、ソーシャルデザインといった実社会での実践力養成を重視した学際的なカリキュラム構成としていることを踏まえ、各基盤分野におけるそれぞれの専門領域での十分な教育実績と研究業績を有する教員に加え、本研究科の柱となる「複合芸術科目」「複合芸術演習科目」「複合芸術実習科目」について、実社会での豊富な実戦経験を有するアートマネジメント、ソーシャルデザイン、情報技術、映像の各分野で十分な活動実績を有する実務家を配置している。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、専任教員は、アート分野、デザイン分野、芸術学分野の各基盤分野における十分な教育実績と研究実績を有する教員に加え、実社会での豊富な実戦経験を踏まえて学生の高度な実践力を養成できる教員として、アートマネジメント、ソーシャルデザイン、情報技術、映像の各分野で十分な活動実績を有する実務家を配置しており、大学院課程において教育活動を展開するために必要な教員が確保されているといえる。

観点 3 - 1 - : 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

平成 30 年 5 月 1 日現在の専任教員数は 46 人であり、うち女性教員が 8 人 (17.3%)、外国人教員が 3 人 (6.5%) となっている。また、年齢構成は、30 歳代 3 人 (6.5%)、40 歳代 18 人 (39.1%)、50 歳代 18 人 (39.1%)、60 歳代 7 人 (15.2%) となっている。

教員の採用は、原則として公募制で行っている。昇任については、人格および見識とも優れた者を教育業績、研究業績、学界および社会における活動等を総合的に判断し、職位に見合う教育研究能力を有する人材の確保・登用に努めている。

また、開学当初 (平成 25 年度) から、職員の任期に関する規程を定めて任期制を導入し、全教員を対象としている。教員の任期は 5 年以内であり、任期中の教育、研究、大学運営等の実績と今後の業務目標等を審査して再任の可否を判断している。

研究に関しては、大学の 4 つの基本理念に基づく重点的研究分野を定め、研究費等で研究の推奨を行い、また、地域課題について情報収集を行うとともに研究や演習授業の中で地域の課題解決に取り組んでいる。

さらに、本学の教育研究水準の向上を図るため、有給休職制度の活用により、長期にわたる教員の学外研究・教育活動を認めており、平成 25 年度以降、ドイツ・ベルリンや京都市でのアーティスト・イン・レジデンスプログラムの招聘を受けた教員の活動など、数週間から数か月間にわたる有給の学外教育研究活動を計 3 件認めている。

また、平成 29 年度途中から、教員を対象として専門業務型裁量労働制を導入している。

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学教員の採用および昇任の手続に関する規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/980915c31c4e16dc98f8d79588c2372a.pdf

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学教員選考基準

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/4108487b79ba9f2043da47b0e91a8adc.pdf

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学職員の任期に関する規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/127a8c3a4259ba18c6057afcc437e065.pdf

別添資料 3 - 1 - - A 長期学外研究制度に関する要綱

別添資料 3 - 1 - - B 長期学外国際教育活動に関する要綱

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、本学では、教員組織の活動活性化の措置として、公募制、任期制、専門業務型裁量労働制を取り入れているほか、有給休職制度を活用して長期にわたる教員の学外教育研究活動を認めるなどして

り、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているといえる。

観点 3 - 2 - : 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用と昇任に当たっての選考基準は、規程等で明確に定めている。

教員の採用は、退職者補充を原則としており、欠員後のカリキュラムの空白を満たしうる指導能力と研究業績を有する者を公募している。また、教員の昇任は、本学開学後3年を経過した平成28年度と29年度に実施しており、各専攻から推薦された者のうちから候補者を選考している。

採用と昇任に際しては、その都度、学長を委員長とする選考委員会を設置しており、同委員会において書類審査と面接審査を行い、採用に当たっては教育上の指導能力と研究業績、人格、見識などを、昇任に当たっては年齢、経験年数、研究実績、教育実績、社会貢献、学内運営への貢献状況などを、それぞれ規程等で定めた選考基準に従って評価した上で候補者を決定している。候補者は教育研究審議会に推薦され、同会議での審議を経て最終的に理事会で決定している。

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学教員選考基準（抜粋）

（教授の資格）

第3条 教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 専門分野において、特に優れた技能、知識および経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第4条 准教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者
- (3) 大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (4) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

- (5) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績を有する者
- (6) 専門分野において、優れた技能、知識および経験を有すると認められる者
(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする

- (1) 第3条各号または第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専門分野において、技能、知識および経験のある者

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、教員の採用・昇格は、定められた基準に基づいて実施され、教育上の指導能力については、書類審査と面接審査で評価されている。

以上のことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているといえる。

観点3 - 2 - : 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

「本学の基本理念に基づき、教育、研究、社会貢献および大学運営において発揮された教員の能力・意欲等を適切に評価し、教員個々の意識向上および大学全体の質向上を図ること」を目的とし、専任教員を対象に試行の形で、平成28年度から「教育、研究、社会貢献および大学運営」の4分野の業績について教員評価を実施している。評価期間は3年間とし、評価も3年ごとに実施することとしている。

実施にあたって、教員は、秋田公立美術大学教員評価要綱（別添資料3 - 2 - - A）に定められた評価基準に基づき、4分野の評価領域ごとの実績について、その具体的内容とエフォート率を記載し、さらにS A B Cの4段階で自己評価を行ったうえ、自己評価シートを教員評価専門委員会に提出する。自己評価シートの提出を受けた専門委員会は、教員の自己評価結果を参考として、4つの評価領域ごとに同じくS A B Cの4段階で評価を実施し、結果を各教員に通知する。

試行の形でスタートしたものであり、評価結果の処遇への反映については、今後、別途検討していくこととしている。

別添資料3 - 2 - - A 秋田公立美術大学教員評価要綱

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、教員評価については試行の形で始めたばかりで、継続実施の実績がない。また、評価結果の反映についても、検討が進んでいない状況であることから、本格実施を含め教員再任審査等につながるような教員評価になるよう、再度検討を進める予定である。

以上のことから、教員の教育および研究活動等に関する継続的な評価とその結果把握された事項に対しての取組は、現時点において十分には実施されていない。

観点 3 - 3 - : 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、T A等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到係る状況】

教育支援者として、教務、学生、保健を担当する学生課に事務職員 12 名と看護師 1 名、キャリアセンターに就職支援スタッフ 1 名を配置している。また、附属図書館には司書資格保有者を 3 名、研究棟のインフォメーション室には学部の教員研究費等の執行など教育・研究に関わる事務処理を担当する職員 3 名を配置している。

また、演習・実習又は実技を伴う授業科目が多い教育課程の特殊性を考慮し、教務補助員として学部に 15 名、大学院に 6 名の助手を配置し、授業等の補助を行っている。

このほか、大学院生から T A を 11 名採用し、教育活動の補助を行っている（平成 30 年 5 月 1 日現在）。

別添資料 3 - 3 - - A 大学院ティーチングアシスタント募集要項

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、T A等の教育補助者の活用が図られているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教員の学外研究活動を促進し、その成果を授業に反映させるために、専門業務型裁量労働制を導入するほか、有給による長期の学外教育研究活動を認めている。ただし、教員不在の際の学生対応には一層の工夫を要する。

【改善を要する点】

教員評価について、評価手法および評価結果のあり方を明確にし、試行段階から本格実施に移行する必要がある。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1- : 入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学では、基本理念に基づいた人材の育成を目指すため、入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）を定め、同方針に定める目的意識を持った学生を受け入れることとしている。

入学者選抜に際しては、入学者が身に付けておくべき基礎学力や実技能力の評価を一般選抜により実施し、他に特別選抜により、学力だけでなく、学ぶ意欲や表現力、独創性などにおいて個性豊かな学生を選抜することを基本方針としている。

入学に際し必要な基礎学力については、一般選抜においてセンター試験を課し前期日程では2科目選択の400点、中期日程では3科目選択の500点の配点としている。また、センター試験と個別学力検査の配点比率については、前期日程において4：6（セ試：個別）中期日程において5：5（セ試：個別）とし、基礎学力と実技能力の両者をバランス良く評価している。これらの試験科目、配点については入学者選抜要項、学生募集要項に入学者選抜の方法として記すことにより、受験者に示している。

資料4-1- - A アドミSSION・ポリシー

入学者の受入方針（アドミSSION・ポリシー）

秋田公立美術大学は、基本的理念である「新しい芸術領域を創造し、挑戦する大学」「秋田の伝統・文化をいかに発展させる大学」「秋田から世界へ発信するグローバル人材を育成する大学」「まちづくりに貢献し、地域社会とともに歩む大学」に基づいた人材の育成を目指すため、次のような目的意識を持った学生を受け入れていくこととする。

- (1) 芸術の未知の領域に強い関心を持つ人
- (2) 自ら問題を発見し、積極的に学ぶ意欲のある人
- (3) 芸術分野で自立する意欲のある人
- (4) 芸術を通して、地域社会の発展に貢献する意欲のある人

【分析結果とその根拠理由】

上記の観点到係る状況に記載のとおり、本学では入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）が明確に定められている。

観点4-1- : 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点到係る状況】

入学者選抜は、入学者受入方針に沿って、一般選抜および特別選抜を実施している。

本学の教育の特徴として、入学後の共通教育の充実を図ること、専門分野の細分化による弊害の回避と本学の特色である専門分野を横断する学びへの対応、学生の未成熟な状態での専攻選択におけるミスマッチ解

消などを考慮し、学生の専攻所属は3年次からとしており、このため入学者選抜に際しては、学科全体で一括して学生を募集する総合入試を導入している。

一般選抜（前期日程・中期日程）は、大学入試センター試験に加え、個別学力検査では前期日程で実技（デッサン）および実技（着彩表現、色彩表現、立体表現の3科目から1科目選択）の2科目、中期日程では、実技試験（デッサン）1科目を科すことにより、受験者の基礎学力と実技能力を総合的に判定している。

特別選抜は、推薦選抜（一般推薦・特別推薦）および社会人特別選抜を実施している。推薦選抜では、一般推薦、特別推薦ともに調査書の評定平均値を出願要件とすることで高等学校での学習態度を評価し、調査書・推薦書・志望理由等において思考力・判断力・表現力を評価する。また、調査書における高等学校での活動記録から主体性・多様性・協働性の評価、さらに実技および面接試験から学習意欲や実技能力を評価し、これらを総合的に判定している。社会人特別選抜は、学力検査を免除し、出願書類審査、実技試験、面接試験により総合的に判定している。

3年次編入学の受入に関する基本方針についても、入学者受入方針に包含しており、入学者選抜に際しては、専攻ごとに受け入れている。入学者選抜は、入学者受入方針に沿って、一般選抜および特別選抜を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜は、入学者受入方針に沿って、学科全体で一括して学生を募集する総合入試を実施するなど、適切な受入方法により実施されている。

以上のことから、入学者受入方針等に沿った適切な学生の受入方法が採用されているといえる。

観点4 - 1 - ： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学者選抜の実施にあたっては、入試委員会を中心として専任教職員が対応する体制としており、入学試験時には学長を本部長とする入学試験実施本部を設置して実施している。

入試委員会は、学部長、学長が指名した専任教員等で構成しており、入学試験の制度や方法の検討、合格者の決定など、入学試験に関する業務を統括し、厳正な情報管理のもと、入学者選抜の公正な実施において中心的な役割を担っている。各入学試験においては、入試委員会で実施要領、実施マニュアル、監督要領等を作成し、説明会を開催して担当する教職員への周知徹底を図り、入学者選抜の公正な実施に努めている。

入学試験問題の作成および採点については、十分な教育研究経験を有する教員を入試委員会で問題作成者および採点者に任命し、問題作成と採点を複数教員で行うことでチェック機能を持たせ、公正な入学試験が行われるよう配慮している。また、入学試験時には、問題作成者を入学試験実施本部に待機させ、受験者からの質問事項等に速やかに対応し、入学試験が遺漏なく実施されるよう配慮している。入学試験の採点については、実技試験で課しているデッサン、着彩表現、色彩表現、立体表現の各科目を全て同じ採点者が採点するようにし、同一の評価基準で採点を行い、選択する科目での採点評価に差が出ないよう公正性を担保する体制としている。

合否判定については、採点結果の集計および入力を入試委員会の複数の委員がチェックする体制で行っており、集計結果をまとめた合否判定資料を基に、入試委員会で合格予定者の原案を作成し、合否判定を行っ

ている。合格者の決定後は、学長の決裁を経て、合格発表および所定の手続の後、教授会で入学者を確定し、学長が入学を許可している。

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜は、入試委員会を中心とした体制により、厳正な情報管理のもとで行われている。各入学試験にあたっては、担当する教職員への説明会が開かれ、実施マニュアルや監督要領が周知徹底されるとともに、問題作成と採点を複数教員で行うことでチェック機能を持たせ、また、採点結果についても複数の委員によるチェックが行われるなど、公正な選抜が行われるよう配慮されている。

以上のことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているといえる。

観点 4 - 1 - : 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

入試委員会に毎年、入試検証ワーキングを設置し、前年に実施した入学者選抜が適正に実施されているか検証を行っているほか、開学年から継続して学生の入学時の入試区分と入試成績および入学後の成績（G P A）の追跡調査を行い、実態を検証しながら入学者選抜の改善につなげている。

この結果、推薦選抜で合格した高校から一般選抜においても高校の評定平均の高い受験者が入学していたため、平成 30 年度入学者選抜より推薦選抜において、同一高校における推薦人数を 1 人までから 2 人までに拡大した。また、入試の実技試験の得点と入学後の G P A に相関関係がなかったことから、平成 31 年度入学者選抜より一般選抜の個別学力検査における小論文試験の導入、大学入試センター試験を利用した推薦入試として推薦選抜 を新たに導入するなど、実技試験を課さない入試区分を新たに導入している。

【分析結果とその根拠理由】

毎年、入試検証ワーキングが設置され、入学者選抜が適正に実施されているかの検証が行われている。また、学生の入学時の入試区分と入試成績および入学後の成績についての追跡調査が継続的に行われており、実態の検証が具体的な改善につながっている。

以上のことから、入学者受入方針に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているといえる。

観点 4 - 2 - : 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

平成 25～29 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

・美術学部：1.03 倍

・美術学部（3年次編入）：0.56倍

3年次編入については、本学の前身である秋田公立美術工芸短期大学が閉校し、同校からの編入学者が見込めなくなった平成27年度以降、入学定員充足率が低い状況が続いている。このため、それまで出願資格としていた「美術・デザイン系の大学・短期大学の学生であること」という要件を平成27年度に撤廃して、出願資格を拡大したほか、高等専門学校や編入学資格が与えられる専門学校等に対する情報発信を強化し、入学定員と実入学者数の関係の適正化に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

学部においては、過去5年間の平均入学定員充足率が1.03倍となっており、入学者数は入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況とはなっていない。一方、3年次編入では入学定員充足率が0.60を下回っており、一定水準の充足率は保持しているものの、入学定員に対して入学者が不足している。このため、3年次編入学生の確保に向けて、出願資格の見直しや情報発信の強化などの取組が行われている。

これらのことから、入学定員に対する入学者数の関係は概ね適正となっており、また、定員の充足率が低い状態が見られる3年次編入においては改善に向けた取組が実施され、入学定員と実入学者との関係の適正化が図られているといえる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づく入学者選抜を実施するため、基本方針として学科全体で一括して学生を募集する総合入試を導入している。

入試検証ワーキングを設置し、継続して学生の入学時の入試区分と入試成績および入学後の成績（GPA）の追跡調査を行い、入学者選抜を検証しながら改善につなげている。

【改善を要する点】

3年次編入においては、入学定員充足率が低くなっており、編入学制度のあり方を検討する必要がある。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

< 学士課程 >

観点 5 - 1 - : 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

教育課程の編成・実施方針は、次のとおり定められている。

資料 5 - 1 - - A カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

秋田公立美術大学は、大学の理念を実現するため次のような方針によりカリキュラムを編成しています。

- (1) 「教養科目」、「キャリア教育科目」、「専門科目」、「教職課程科目」および「博物館学芸員課程科目」で構成し、専門科目は、「専門共通科目」と「専門専攻科目」で構成する。
- (2) 1・2 年次では、学びたい分野や進むべき方向性の絞り込みを行うため、「教養科目」、「専門共通科目」を通して総合的に学ぶ。
- (3) 3・4 年次では、自分の適性に沿って選択した「専門専攻科目」とそれを補う「専門共通科目」により、より高度な知識や技術を学び、必要な能力を身につける。
- (4) 卒業後の社会的自立のために、「キャリア教育科目」をおく。また、教員および学芸員の育成のため「教職課程科目」および「博物館学芸員課程科目」をおく。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、教育課程の編成・実施方針が定められているが、ディプロマ・ポリシーとの関連が明確と言えないことから、今後、全学的な教学マネジメントの下、三つのポリシーの一体的な改定を予定している。

観点 5 - 1 - : 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到係る状況】

- (1) 本学の教育課程は、4 つの基本理念とそれに基づく教育研究上の目的を実現するため、「教養科目」、「キャリア教育科目」および「専門科目」の 3 つの科目群で構成している。

「教養科目」は、人間の歴史や文化、自然科学の考え方や成り立ち、環境と人間の関わり、外国語や情報等について幅広く学ぶことにより教養を培い、専門科目で必要となるグローバルな視野や、多元的な視点で物事を捉えるための基礎となる力を養うことを目標としている。また、本学の基本理念の一つである「秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学」という観点から、土地の歴史・文化に根ざした芸術の創造を実現するため、「東北造形史」や「東北生活文化論」などの科目を設置している。

「キャリア教育科目」は、現代社会に生きる社会人・職業人として求められる教養、スキル、素地を養

うとともに、卒業後の進路も踏まえ、作品、プラン等をプレゼンテーションできる能力を身につける教育や、動機付けを行っている。また、「地域プロジェクト演習」では、実践的に社会との関わりの中で授業を展開し、プランの提案から実制作や実施までを行っている。

「専門科目」は、「専門共通科目」と「専門専攻科目」で構成する。専門共通科目はさらに4つの科目群に分類され、「総合科目」、「導入科目」、「美術理論・美術史科目」、「専門基礎科目」からなる。このうち、本学カリキュラムの大きな特徴である総合科目の「現代芸術論」と「現代芸術演習」では、5専攻全体を横断的に学ぶ。導入科目では、入学後に円滑に専門教育を学べるようにするため、美術・デザイン分野の基礎科目群を配置している。「美術理論・美術史科目」では、美術・デザイン・工芸などの美術史や、日本・東洋・西洋の美術史を体系的に学ぶ。「専門基礎科目」では、専攻に所属した学生が専門教育に自己完結することなく、横断的に他の領域を学ぶため、空間表現演習や映像デザイン基礎・彫刻演習等の実技系科目を多数設置している。これらの科目構成により、アート・デザイン等の理論的・実践的基礎となる専門知識を培い、確実に基礎・応用を身に付け、幅広い分野に対応する能力を養う。

(2) 学生は、1、2年次に「教養科目」と「専門科目」を選択して本学で学ぶための基盤となる知識や素材・技法を総合的に学ぶと同時に、進むべき方向性を絞り込むために、「現代芸術論」で各専攻の特色を学び、「現代芸術演習」を通して、各専攻の実技制作を体験する。また、専攻選択ガイダンスとアンケート調査を複数回開催し、3年次に学生の資質や方向性を踏まえて各専攻へ所属する。

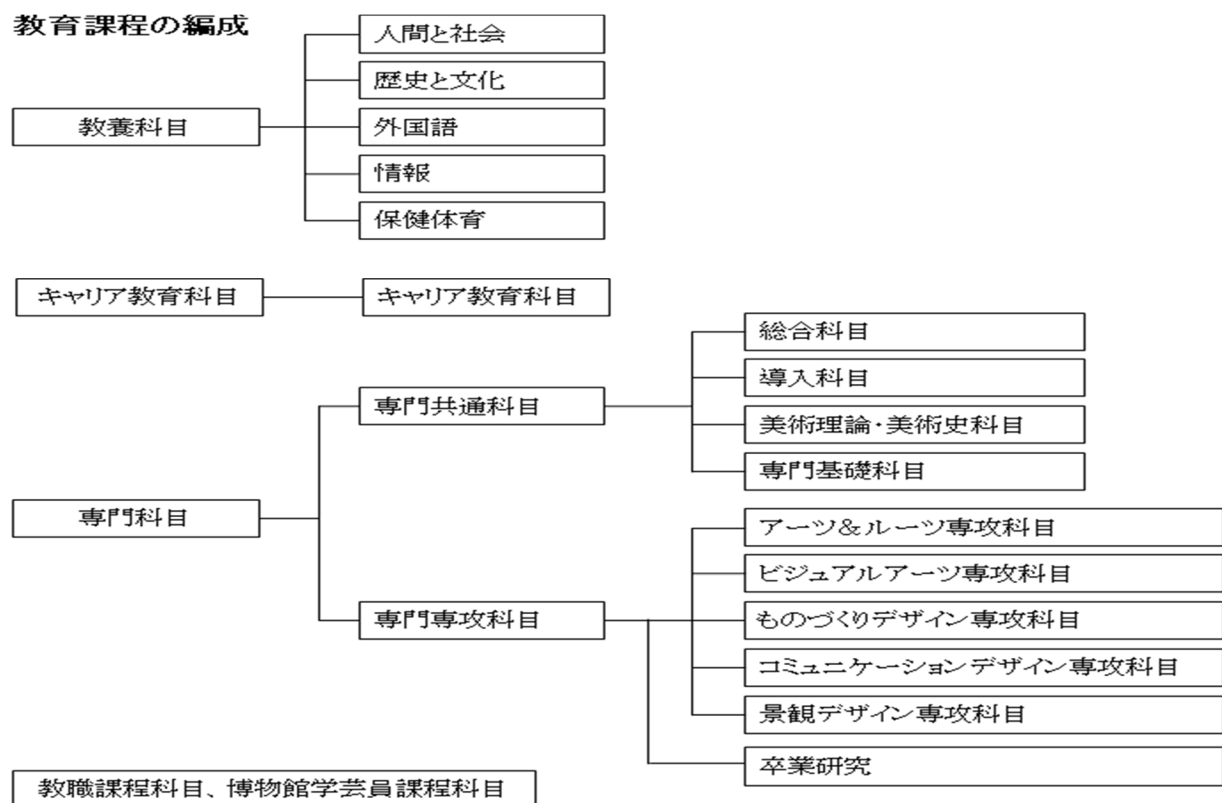
(3) 学生が各専攻に分かれた後は、専門専攻科目を中心に、実技系の演習科目や「都市デザイン論」、「景観デザイン論」などの講義系科目、「プレゼンテーション演習」や「アートプロジェクト演習」科目などの、より専門性の高い知識や技術の習得と、実践的・発展的な学習を行う。

上記の教育・研究の成果は、3年次に開催される「専攻展」や、4年次に開催される「卒業研究作品展」で広く市民に公開されている。

(4) 卒業後の社会的自立のために「キャリア科目」を配置し、教員免許等の資格取得を目指す学生のため、「教職課程科目」および「博物館学芸員課程科目」をそれぞれ設けている。

美術学部は学士（美術）を授与している。

資料5 - 1 - - A 教育課程の編成



【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、本学の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づいて体系的に編成されている。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして適切な内容・水準を有したカリキュラムを備え、これを満たしたのに対し学位を授与しているが、カリキュラム・ポリシーとの関連が明確と言えないことから、今後、全学的な教学マネジメントの下、三つのポリシーの一体的な改定を予定している。

観点5-1- : 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

(1) 学生の多様なニーズへの対応

学生のニーズの把握

1、2年次生には、学期の始めにクラス担任・副担任が面談を行い、学生の生活や学業、進路に関して聞き取りを行っている。3、4年次生には、各専攻の教員が面談を行い、演習授業などの取組や希望する進路に関して聞き取りし、授業運営や進路指導に反映させている。

専攻選択における学生のニーズへの配慮

学生が専攻を選択する際は、数回のガイダンスを開催して専攻の特色や授業内容を周知し、アンケート調査で学生のニーズを把握し、学生相談を経て履修の振り分けをしている。また、1、2年次に現代芸術論で5専攻の内容を横断的に学び、2専攻の演習（現代芸術演習）を履修したうえで、3年次に所属専攻

を決める学びの仕組みが、学生の興味や資質を反映し、多様なニーズに対応する取組となっている。

キャリア支援の取組

「キャリアデザイン1」では、キャリアに関する学生の多様なニーズに対応するため、「教育・行政」、「メディア」、「IT・通信」、「エンターテインメント」等のさまざまな分野で活躍する外部講師を招聘し、学生の進路の可能性を広げるとともに、刻々と変化する業界の状況把握と、キャリアとは何かへの理解を深める取組を行っている。（外部講師招聘：平成28年度29人、平成29年度27人）

インターンシップの単位認定

3年次生に担当していたインターンシップは、平成29年度以降は1年次生から3年次生までを対象として実施し、2週間程度の実習期間で2単位を認定している。アポイントメントの取り方などの事前指導から、実習、報告会までを一連の授業とし、平成29年度は21人の学生が17の企業等において就業体験を行い21人が単位認定されている。

(2) 学術の発展動向への対応

外部講師を招いた特別講義・講演会等の実施

各専攻では、国内外で活躍するアーティストや研究者などを招聘して特別講義やワークショップ、講演会を行っている。これらは、専攻の学生に限らず全学的に周知しており、特殊な技術や技法の公開ワークショップ、最新の現代アートの講演など、幅広い知見や考え方に触れる機会となっている。（特別講義・講演会等の実施：平成28年度83回、平成29年度85回）

(3) 社会からの要請等への対応

地域の問題やニーズに対応する実践的な授業の展開

キャリア教育科目の「地域プロジェクト演習A」、「地域プロジェクト演習B」では、地域の動物園と連携して、アートと動物園との融合を試みる「大森山 Arts&Zoo」や、現代アートで里山の魅力を発信する「KAMIKOANI プロジェクト秋田」などのアートプロジェクトに学生が参加し、アートやデザインが社会に及ぼす影響や役割を実践的に学んでいる。また、専門科目の「コミュニケーションデザイン演習A1」では、地域社会の問題点をデザインの観点から解決することを目的に「秋田市民市場のブランディング」を行い、グループワークでロゴマニュアル、ウェブサイト、パッケージなどを制作してプレゼンテーションしているほか、「コミュニティーデザイン演習」では、地域企業と連携してオリジナル御守を制作し巫女業務を体験するなどの取組を行っている、

地域の問題やニーズを読み取り、刻々と変化する社会に対して制作・提案を行うことで、アートやデザインが社会に果たす役割や、社会からの要請への対応の仕方を実践的に学ぶ場としている。

地域連携事業への学生の参加

平成27年度から平成29年度にかけて、文化庁「大学を活用した文化芸術推進事業」が採択され、『ローカルメディアと協働するアートマネジメント人材育成事業＝AKIBI plus（アキビプラス）』を企画・実施している。秋田県内の複数地域と連携し、ローカルメディアをアートマネジャーとして位置づけ、地域の文化活動を大学が支援する形で、教員や学生が複数のプロジェクトやイベント、シンポジウムを開催した。アーツ&ルーツ専攻と景観デザイン専攻では、これらのイベントやフィールドワーク等を演習の授業と関連づけ、学生と教員が参加している。

グローバル化への対応

学生の海外進出を後押しするため、平成27年度から、短期留学を行う学生に助成金を交付している。平

成 28 年度は7名の学生が海外のサマースクールやワークショップに参加し、学内で開催された国際交流シンポジウムで成果報告した。

また、平成 29 年度には台湾の台南應用科技大学と交流協定を締結し、学生や教員の交流について具体的な協議を開始したほか、本学の国際交流ディレクションアドバイザー・原万希子氏による実践英語講座を開催した。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、個別面談やアンケートなどによって学生の多様なニーズを把握し、授業運営や専攻選択などに反映している。また、学術の発展動向への対応としては、専攻がそれぞれ外部講師を招聘して特別講義等を行い、幅広い知見や考え方に触れる機会を提供している。社会からの要請等への対応としては、地域の問題やニーズに対応する実践的な授業を行い、美術大学が担うまちづくりの提案や、アート・デザインが社会に果たす役割を実践・検証しているほか、「ローカルメディアと協働するアートマネジメント人材育成事業」を演習と結びつけ、学生を参加させるなどの配慮を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているといえる。

観点 5 - 2 - : 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

(1) 授業形態の組合せとバランスについて

授業形態は、講義、講義＋演習、演習、実習である。科目群ごとの割合は、資料 5 - 2 - ① - A の表のとおりであり、教養科目では講義系の授業が中心、キャリア教育科目では演習が6割程度、専門科目は演習中心の割合になっている。全 163 科目の割合は、講義系が約 30%、演習系が約 70%であり、美術大学の特色として、制作実技やさまざまな実習を演習科目の枠内で行い、制作時間を十分確保しつつ、教養や美術理論などもバランス良く配分している。

(2) 教育内容に応じた学習指導法について

演習の授業の特色

フィールドワークやプレゼンテーション、研究発表等の企画・実施に力を入れている。専門専攻科目においては各専攻の特色を反映し、「地域産業研究」、「アートプロジェクト演習」、「美術作品研究」、「景観デザイン演習」など、フィールドワークで調べた内容をグループワークで検討し、制作や公開プレゼンテーション等を行う。調査・分析・検討・制作・発表という一連の流れを取り入れ、複数教員による実技指導や講評を行うことで、多様な視点を得ることに繋がり、専門の中で自己完結することなく、表現の広がりや新たな発想へと導く指導を行っている。

少人数教育の実施

3 年次に 1 学年約 100 名の学生を 5 専攻に配分し、アーツ&ルーツ専攻 10 名、ビジュアルアーツ専攻 25 名、ものづくりデザイン専攻 25 名、コミュニケーションデザイン専攻 30 名、景観デザイン専攻 10 名として所属させ、各専攻で少人数教育を行っている。

「卒業研究」の取組

「卒業研究」は大学4年間の集大成と位置づけ、テーマ設定からコンセプトワークを経て、中間発表では問題点の共有やディスカッションを行い、最終プレゼンテーションと全体講評を実施している。各専攻の講評会を公開し、1年次生から4年次生まで学生、教職員が参観できるように配慮している。卒業研究の成果を「卒業研究作品展」として、学生の実行委員会と学務委員会が協働して企画実施することで、学生は展示の経験を積み、運営を学ぶ機会となっている。

資料5 - 2 - - A 講義、演習、実習の組合せ状況（平成29年度）

科目の分類・ 科目数の割合		講義		講義 + 演習		演習		実習	
		科目数	割合(%)	科目数	割合(%)	科目数	割合(%)	科目数	割合(%)
教養科目		18	54.5	5	15.1	10	30.3	0	0
キャリア教育科目		4	26.6	2	13.3	8	53.3	1	6.6
専門科目	専門共通科目	23	33.3	1	1.4	45	65.1	0	0
	専門専攻科目	5	10.8	0	0	41	89.1	0	0
合計 163 科目		50	30.6	8	4.9	104	63.8	1	0.6

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、美術大学としての制作時間を十分確保した上で、教養や理論、キャリア教育などの講義系の授業をバランス良く配置している。また、教育内容に応じた学習指導法については、演習授業に特色を持たせ、少人数教育を実施し、適切な指導と環境を整えている。

以上により、教育の目的に照らして授業形態の組み合わせ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているといえる。

観点5 - 2 - : 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

定期試験等の期間を含め年間35週の授業を行う期間を確保し、各15回の授業を行えるようにしている。大学設置基準の趣旨を踏まえ、学則において授業種別ごとの1単位に求められる学習量を規定してシラバスに明示し、学生に周知している。単位の実質化を図るためにCAP制を導入し、1年間の履修登録単位の上限を44単位と定めている。また、進級要件として2年次終了時点で60単位以上、4年次前期終了時点で100単位以上を習得するよう定めている。

また、平成28年度の学生満足度調査の結果では、授業外の予習復習や課題制作にかかる時間については、「授業時間を1とした場合の2以上」と回答した割合が、講義科目で26.4%、演習科目で79%であり、平成29年度は講義科目で21.3%、演習科目で85.1%となっており、特に研究・制作に多くの時間を費やしている状況にある。

資料 5 - 2 - - A 秋田公立美術大学学則（抜粋）

（単位の計算方法）

第 32 条 各授業科目の 1 単位は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、必要があるときは、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (3) 実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、必要があるときは、45 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (4) 前 3 号の規定にかかわらず、卒業研究については、これに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

資料 5 - 2 - - B 秋田公立美術大学履修規程（抜粋）

（履修制限）

第 7 条 （略）

- 2 学生は、各年次において 1 年間に 44 単位を超える授業科目（自由科目を除く。）を履修することができない。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、授業時間の確保、C A P 制や G P A 制度の導入、制作のためのスペース確保や制作時間の配慮等が行われており、単位の実質化への配慮がなされているといえる。

観点 5 - 2 - : 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバスは各科目について、科目名、担当教員、授業形態、配当年次、授業の到達目標およびテーマ、授業概要、授業計画、履修上の注意、テキスト参考資料等、学生に対する評価等を具体的に定めている。シラバスは冊子として配布し、前期と後期にシラバスを使用して各学年、専攻別の履修ガイダンスを実施している。履修ガイダンスでは、3、4 年次生には、各専攻の教員が授業概要や授業への取り組み方について説明しており、1、2 年次生には、事務局職員が授業概要等について説明した後に、担任・副担任がクラスガイダンスを行い、事務局職員とともに履修相談等の対応をしている。

別添資料 2 秋田公立美術大学シラバス

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、シラバスには科目ごとに必要な内容がそれぞれ具体的に定められており、また、ガイダンスや授業時にはシラバスを使用して授業内容等の説明が行われている。

以上により、適切なシラバスが作成され、活用されているといえる。

観点 5 - 2 - : 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

推薦選抜の入学予定者に対して、入学前の事前学習の課題を課している。基礎力養成のデッサンや作品ファイル制作などの課題を課し、入学後に講評や個別指導を実施している。また、導入科目である素描や彫塑、コンピュータデザイン基礎や色彩、構成等の科目においては、学生の経験を考慮して課題内容の調整や複数教員での指導などの対応を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、美術大学における基礎力（デッサン力や観察力等）が不足する入学予定者に対しては入学前課題が課され、入学後の授業に配慮した指導がなされていることに加え、導入科目では、学生の経験を考慮した課題内容の調整などの配慮が行われている。

以上により、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているといえる。

観点 5 - 2 - : 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5 - 2 - : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5 - 3 - : 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

多様な価値が共存し、刻々と変化する社会の中で、アーティストやデザイナーとしてグローバルに活躍するためには、現代の芸術領域の多元性を理解することに加え、異なるルーツを持つ相手や社会と、互いの価値を交換・共有しながら、地域や社会のアイデンティティを創出する力が必要とされている。

本学の学位授与方針は、美術の社会的役割を捉え、新しい芸術表現の模索と発信を行い、「芸術・文化をいかしたまちづくり」を進めるために以下のように定めており、大学の理念に基づく教育の成果としてこれらの能力を身に付け、かつ所定の単位を習得した学生を卒業認定している。

資料 5 - 3 - - A ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシー（卒業認定に関する方針）

秋田公立美術大学は、大学の理念に基づく教育の成果として、次のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生を卒業認定します。

- 1 従来の芸術を理解し、それを新しい芸術として再創造できる能力
- 2 文化の多様性を受け容れ、芸術において異文化と共存できる能力
- 3 グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる能力
- 4 芸術の新しい知見によって、地域社会の発展に貢献できる能力

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、学位授与方針は、明確に定められている。

観点 5 - 3 - : 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価は、試験、レポート、課題作品、中間発表、プレゼンテーション、授業への取組等を総合的に判断し、秀（100 点 - 90 点）、優（89 点 - 80 点）、良（79 点 - 70 点）、可（69 点 - 60 点）、不可（60 点未満）をもって表し、「秀」、「優」、「良」、「可」を合格としている。これは学則および履修規程に明示しているほか、単位認定・評価方法については授業ごとにシラバスで定めており、履修ガイダンスや授業時に学生に周知している。

また、成績の評価は、教育の質を確保する観点から国際的に通用する G P A 制度を全学的に導入している。各授業科目の成績に基づく G P（グレードポイント）と G P A の計算方法をシラバスに明示し、G P A を今後学生の成績に係る判断に使用する旨を周知している。

なお、G P A は、履修制限がある授業における履修者の決定や、3 年次において学生の所属専攻を決定する際の判断基準としても活用している。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、シラバスに、成績評価に関する規定を明示するとともに授業ごとに単位認定・評価方法等を記載しており、ガイダンス等で説明され、周知されている。

以上のことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているといえる。

観点 5 - 3 - : 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

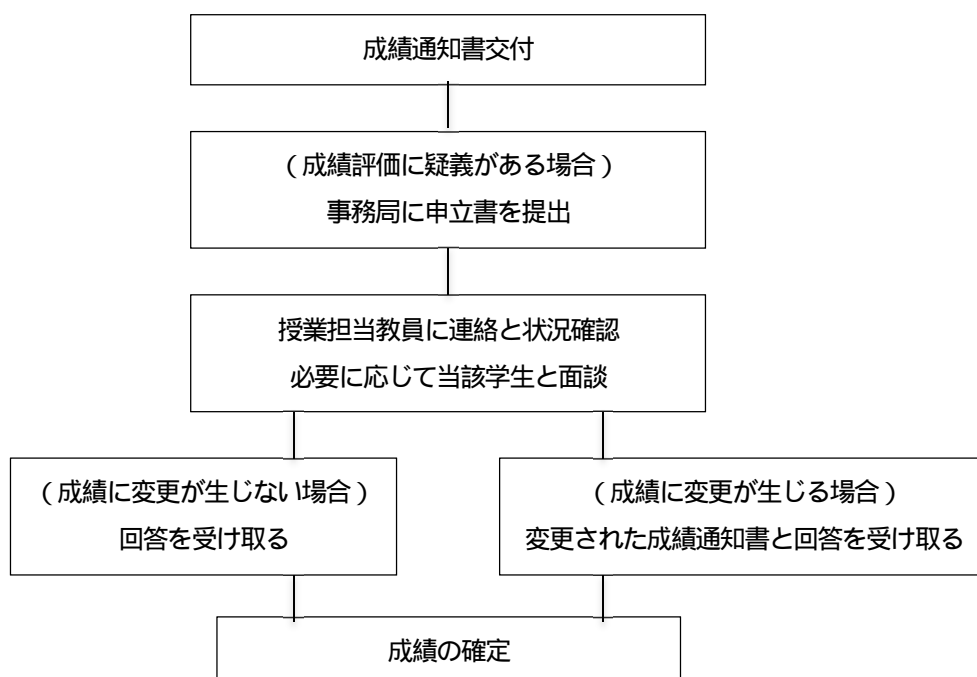
【観点に係る状況】

成績評価の客観性、厳格性を担保するため、シラバスに成績の評価方法を明示し、周知している。成績の評価分布等の適切性・妥当性の検討等、事後の検証に関して、専攻毎に成績会議等を実施し学習成果や取組について検討している。今後は専攻間の意見交換や調整等、事後の検証に関して美術学科としての取組を充実させる必要がある。また、学生からの成績評価に対する異議申立の手続きについては、平成 30 年度から定め、ポータルサイトやシラバスに明示し、成績評価の客観性、厳密性の担保に努めている。なお、成績評価に対する異議申立てがあった場合、学務委員会が担当教員に回答を求め、学生にすみやかに通知する仕組みとしている。

資料 5 - 3 - - A 成績評価に関する申立フロー

成績評価に関する申立てについて

成績通知書配布後、試験等の成績評価に対して疑問がある場合には、申立てをすることができる。申立てを行う学生は、申立て期間中に、所定の「申立票」を学生課教務班に提出する。



【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、成績評価の事後の検証に関しては、美術学科としての取組をさらに充実させる必要があるが、成績の評価分布の適切性、妥当性の検討など、客観性、厳格性を担保するための取組が実施されている。以上のことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているといえる。

観点 5 - 3 - : 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

卒業の要件となる在学期間、取得単位数については学則で定めている。シラバスに卒業必要単位数一覧を掲載し、科目群毎の卒業要件単位数を明示し周知している。また卒業研究を必修としており、卒業研究発表（講評・審査会）を経た上で成績評価を行っている。卒業認定は、卒業要件を満たしたものについて、学務委員会、教授会の議を経て学長が決定している。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、卒業要件に関する規定がシラバスに明示され、履修ガイダンスや授業時に学生に周知されており、当該要件を満たしたものについて卒業認定が行われている。

以上のことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているといえる。

< 大学院課程（専門職学位課程を含む。） >

観点 5 - 4 - : 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

教育課程の編成・実施方針は、次のとおり定められ、シラバスに明示されている。

資料 5 - 4 - - A カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

本研究科の教育目的達成に向けた基本的な教育課程編成の考え方を、以下にカリキュラム・ポリシーとして示す。

- (1) 自らの表現手法を他の芸術領域もしくは芸術とは異なる領域と複合させる経験を通じて、主体的に新しい芸術を探究していく力を養う。
- (2) 社会の動向や地域の特性を捉え、他者と連携しながら、美術・デザインの方法論によって具体的な提案を行える実践力を養う。
- (3) 現代芸術領域に関する複合的な研究を通して、新たな領域の拡張に関する理論構築を試みながら、その成果を広く発信していく力を養う。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、教育課程の編成・実施方針が定められ、シラバスに明示されている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められているといえる。

観点 5 - 4 - : 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院の教育課程は、教育課程の編成・実施方針を基に、各科目を体系的に配置して編成しており、「導入科目」「複合芸術科目」「複合芸術演習科目」「複合芸術実習科目」「制作技術実習科目」「特別研究科目」の6つの科目で構成している。

「導入科目」では、大学院の研究教育方針と研究領域の方向性を理解し、今後の研究・制作の基本的なプロセスを把握する。

「複合芸術科目」では、現代芸術領域における芸術表現活動を現代社会や地域の中で実践していくため、必要となる専門的な知識を学ぶ。

「複合芸術演習科目」では、学生個々の専門性のもと、領域を横断した複合的かつ高度な芸術表現と、その表現を持続させていくために必要な広い視野を獲得する。

「複合芸術実習科目」では、複合芸術演習で学んだ多様な技法や制作技術実習で高めた自らの表現技術の可能性を実際に地域社会の中で実践する。

「制作技術実習科目」では、一定の表現技術を習得している学生が、複合芸術演習科目や複合芸術実習科目と並行して、自らの専門性を深化させるために必要な技術を確認、改善するとともに高度化を目指す。本学学部からの進学者には、専攻における専門性を基盤に、表現技術の振り返りと応用技術の習得を、他大学からの進学者には、個々の研究テーマに必要な表現技術の知識や技法の習得をそれぞれ可能としている。

「特別研究科目」では、上記の各科目における学びの集大成として、修士論文および修士作品の制作に向けた研究を行うものであり、修士作品には、作品の制作研究と地域における特定課題等をテーマとして行う研究を含んでいる。

上記の各科目には、それぞれ修了に要する単位数を定めており（資料 5 - 4 - - A）合計 30 単位以上の単位を修得し、かつ修士論文又は修士制作および修士制作報告書の審査および試験に合格することを卒業要件としている。

資料 5 - 4 - - A 科目構成

科目区分	履修区分	科目数	単位数	修了要件
導入科目	必修	1	2	2 単位
複合芸術科目	必修 / 選択必修	4	8	6 単位
複合芸術演習科目	必修	1	8	8 単位
複合芸術実習科目	必修	3	6	6 単位
制作技術実習科目	選択必修	10	10	2 単位
特別研究	必修	2	6	6 単位

合 計	21	40	30 単位以上
-----	----	----	---------

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、本大学院の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づいて体系的に編成されている。

また、大学院の目的を実現するため、各科目について修了要件単位数を定め、30 単位以上の単位修得と修士論文又は修士制作および修士制作報告書の審査および試験に合格することを卒業要件としており、これを満たした者に対し学位を授与することとしている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準は、授与される学位名において適切なものになっているといえる。

観点 5 - 4 - : 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

(1) 学生の多様なニーズへの配慮

大学院の教育課程においては、学生個々の研究テーマやその研究手法、参加するプロジェクトなどは学生が自ら選定することとしている。また、制作技術実習においては、担当教員と学生が協議して授業計画を定めた上で進めることとしており、一人一人のニーズに対応できる仕組みとしている。

(2) 学術の発展動向への配慮

芸術領域においては、既存の概念にとらわれない表現活動として現代芸術の実践が活発に行われているが、現在進行している複雑な状況に対応した学術的検証の枠組みは整理されていない状況にある。大学院では、このような状況を踏まえ、現代芸術の実践が、作家個人に蓄積される表現技術や知識、視野などの内的要素の複合と、外部と関わる表現に求められる連携・協働・誘導といった外的要素の複合が、その時々に応じたバランスで一つに合わさることで具体化していることに着目して、現代芸術を「複合」の視点から学術的に研究するものであり、この目的を達成するための教育課程を編成している。

(3) 社会からの要請への配慮

少子高齢化や人口減少、地域経済の停滞など、我が国の中でも課題先進地である秋田において、単なる先例の転用ではなく、文化プログラム等の立ち上げ等において重要なスキルとなるアート・マネジメントや、デザイン思考で「人」「モノ」「コト」をつなぐソーシャル・デザインなどによって、地域が抱える課題の解決や新たなビジネスモデルの創出に具体的な提案をできる人材の育成が不可欠な状況にある。大学院では、このような高度専門人材を育成するための教育課程を編成している。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、大学院の教育課程にあっては、学生の個々のニーズに応じた研究テーマや研究方法などが選択できる仕組みとなっており、また学術の発展動向に対しては、多様かつ複雑な状況の下で進行している現代芸術の現状を、複合という観点から学術的に研究する仕組みになっている。また、社会からの要請に対しては、地域が抱える課題の解決や新たなビジネスモデルの創出に具体的な提案をできる人材を育成する教

育課程となっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているといえる。

観点 5 - 5 - : 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

大学院の授業形態は、各科目の性質に応じて、講義と演習、実習の形態の使い分けを行っている。

「導入科目」は、設定した課題に対する共同作業を通じて必要なスキルの確認を行うほか、メンバーの相互理解とチームで研究作業を行う姿勢を身につけるものであり、演習・実習形式で行う。

「複合芸術科目」は、芸術表現活動を社会や地域の実践していくために必要な知識を学ぶものであり、講義形式で行う。

「複合芸術演習科目」は、様々な芸術領域から抽出したスキルを集中的かつ複合的に学ぶ演習であり、地域研究やワークショップ開発など、受講者による共同作業も盛り込まれている。

「複合芸術実習科目」は、グループワークを基本とし、これをプロジェクトの運営組織と規定して、あらかじめ教員が交渉した自治体や民間企業の文化事業の枠組みを活用して、相手方と連携しながらプロジェクトを実践するものである。

「制作技術実習科目」は、表現の高度化や拡張性を修得するため、それぞれの研究テーマの方向性に基づき、学部における 5 専攻のうち 2 専攻の分野を選択して素材や技術を学ぶ実習科目である。

「特別研究科目」は、修士論文又は修士制作について演習形式で行う。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、大学院の各科目の授業形態は、教育課程の編成方針に基づき、主体的に新しい芸術を探究していく力、具体的な提案を行える実践力、新たな芸術領域の拡張を試みながらその成果を広く発信していく力を養うため、修了要件である 30 単位中、演習と実習に 24 単位を充てることとしており、単なる知識の修得だけではなく、実践力の養成を重視した構成となっている。また、各科目においては、それぞれの教育目的に応じた授業内容が工夫されている。

これらのことから、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているといえる。

観点 5 - 5 - : 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

年間 35 週の授業を行う期間を確保し、各 15 回の授業を行えるようにしている。大学設置基準の趣旨を踏まえ、大学院学則において授業種別ごとの 1 単位に求められる学習量を規定してシラバスに明示し、学生に周知している。成績の評価は、教育の質を確保する観点から、国際的に通用する G P A 制度により行っている。

加えて、学生の課題制作やレポート作成、グループワーク等への取組を支援するため、学生が24時間大学院棟を使用できるようにしているほか、大学院生室に大学院生共用のパソコン数台を配置している。

資料5 - 5 - - A 秋田公立美術大学大学院学則（抜粋）

（単位の計算方法）

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、必要があるときは、15時間から30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、必要があるときは、30時間から45時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- (5) 前4号の規定にかかわらず、修士論文・修士制作については、これに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、授業時間の確保、GAP制度の導入、課題制作やレポート作成などに取り組むための場の提供といった配慮が行われており、単位の実質化への配慮が行われているといえる。

観点5 - 5 - : 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

シラバスは、各科目について、科目名、担当教員、授業形態、配当年次、授業の到達目標およびテーマ、授業概要、授業計画、履修上の注意、テキスト参考資料等、学生に対する評価等を具体的に定めている。シラバスは冊子として全学生に配布し、前期と後期にそれぞれシラバスを使用して履修ガイダンスを実施している。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、シラバスには科目ごとに必要な内容がそれぞれ具体的に定められており、ガイダンスや授業時にシラバスを使用して授業内容等の説明が行われている。

以上により、適切なシラバスが作成され、活用されているといえる。

観点 5 - 5 - : 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5 - 5 - : 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5 - 5 - : 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

修士論文および修士制作に関する指導は、1年次の「特別研究」と2年次の「特別研究」において実施している。

「特別研究」では、入学時に提出された研究計画書に基づいて学生個々に担当教員を配置し、その教員が研究テーマの発表に向けた指導を行う。研究テーマの発表後、研究テーマの内容に基づいた研究指導教員と関連分野の副指導教員を配置し、学生は両指導教員に定期的に研究・制作のテーマや意図、内容や手法に関する相談と進捗状況の報告をしながら指導を受け、制作・研究の完了、発表の上で報告書を提出する。

「特別研究」では、学生は、研究指導教員と副指導教員の複数体制での指導を受けながら、修士研究の構想発表、中間報告・発表、修士論文・修士制作の提出、公開発表会という流れの中で、自らの研究・制作をより発展、深化させていく体制としている。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、修士論文および修士制作に際しては、1年次からきめ細かな指導を行っていく体制が整備されており、計画的に指導が行われている。

以上のことから、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われ

ているといえる。

観点5 - 6 - : 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

大学院では、本学の理念である新たな芸術領域の創造と地域への貢献をより確実なものとすることを念頭に、「表現探求能力」「アートマネジメント能力」「社会デザイン能力」「調査・研究能力」「コミュニケーション能力」を兼ね備え、内的要素と外的要素の複合をバランスさせながら、幅広い地域・分野における自立した芸術表現活動を通じて、その成果を社会へ発信・提供していく高度専門職業人たるアーティストおよびデザイナー、研究者となる人材を育成していくこととしており、学位授与方針を以下のように定めている。また、大学院の理念に基づく教育の成果としてこれらの能力を身に付け、修士論文又は修士制作および修士制作報告書の審査および試験に合格し、かつ所定の単位を修得した学生を卒業認定することとしている。

資料5 - 6 - - A ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

本研究科の修了に際しては、以下の能力を備えることを基準とする。

- 1 異なる分野と複合させながら既存の枠にとらわれない新しい芸術を探求する能力
- 2 現代芸術の動向や地域特性を捉え、美術・デザインの方法論を通じて、問題解決へつなげる具体的な提案ができる能力
- 3 グローバルな視野を持ちながら現代芸術領域の研究や実践を評価・検証し、その成果を発信する能力

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、学位授与方針は明確に定められている。

観点5 - 6 - : 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価は、授業やプロジェクトへの取組、レポート、プロジェクトでの役回り、研究計画に基づく目標への達成度、研究制作、研究発表、審査結果などを総合的に判断し、秀（100点～90点）優（89点～80点）良（79点～70点）可（69点～60点）不可（60点未満）をもって表し、「秀」「優」「良」「可」を合格としている。これは大学院学則および大学院履修規程に明示しているほか、単位認定・評価方法は授業ごとにシラバスで定めており、履修ガイダンスや授業時に学生に周知している。また、GPA制度を導入しており、GPAの計算方法と各授業科目の成績に基づくGP（グレードポイント）をシラバスに明示し、このGPを今後学生の成績に係る判断に使用する旨を周知している。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、シラバスに、単位認定や成績評価に関する規定を明示するとともに、授業ごとに単位認定・

評価方法等を記載しており、これらはガイダンス等で学生に周知されている。

以上のことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているといえる。

観点 5 - 6 - : 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価の客観性、厳格性を担保するため、シラバスに成績の評価方法を明示し、周知している。なお、本大学院は現在設置計画履行中であり、成績の評価分布等の適切性・妥当性の検討など事後の検証の取組は、今後実施することとしている。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、成績の評価方法についてはシラバスに明示され、周知されているが、成績評価等の事後検証については今後の課題となっており、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置は、現時点では十分に実施されていない。

観点 5 - 6 - : 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本大学院は、現在設置計画履行中であり、学位論文に係る評価基準は、今後策定することとしている。

【分析結果とその根拠理由】

評価対象外

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

推薦選抜による入学予定者に対して、入学前の事前課題を課し入学後に指導を行うことで、基礎学力不足の学生への配慮等を行っている。また、導入科目である素描や彫塑、コンピュータデザイン基礎や色彩、構成等の科目においては、学生の経験を考慮して課題内容の調整や複数教員での指導などの対応を行っている。

学びの仕組みの特徴として、1、2年次に5専攻について学んだ上、2専攻の演習を履修し、3年次に所属専攻を決める仕組みが、学生の興味や資質を反映するとともに、多様なニーズに対応した取組となっている。

教育研究成果を3年次生は「専攻展」、4年次生は「卒業研究作品展」として市内中心部各所で発表することで、市民、県民への理解と周知を図っている。

本学の基本理念の一つである「秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学」という観点から、土地の歴史・文化に根ざした芸術の創造を実現するため、「東北造形史」や「東北生活文化論」などの科目を設置している。

また、専門性の高い知識や技術、実践的・発展的な知識・技法まで体系的に学習する「専門専攻科目」を効果的に実施している。

【改善を要する点】

学士課程において、成績評価の事後の検証に関して、美術学科としての取組を充実させる必要がある。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして適切な内容・水準を有したカリキュラムを備え、これを満たしたものに對し学位を授与しているが、カリキュラム・ポリシーとの関連が明確と言えないことから、今後、全学的な教学マネジメントの下、三つのポリシーの一体的な改定を予定している。

基準 6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6 - 1 - : 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

学士課程における単位修得の状況は、履修登録者に対する単位取得者の割合が、教養科目、キャリア教育科目、専門科目の全てにおいて 90%以上と高い率となっている。

進級・卒業（修了）の状況については、標準修業年限内の卒業率は、平成 28 年度（平成 25 年 4 月開学時に入学した 1 期生）は 85.8%、平成 29 年度は 83.3%である。

休・退学者の状況は、退学者数については、過去 4 年間（平成 26 年度 - 29 年度）において若干名で推移している。休学者の実人員数は、微増の傾向がある。

資格取得状況については、教員免許、学芸員免許取得者数は、1 期生が卒業した平成 28 年度から 20 人を超えている。公募展や公募デザインの入賞、採用状況は、横ばいで推移している。色彩検定は、毎年 1 級合格者を出すなど、授業等で積極的に取り組んでいる成果が現れている。

卒業研究の内容・水準については、学士課程では卒業研究を必修（10 単位）とし、制作プランの発表から中間講評、審査会・講評会を経て単位を認定している。各専攻では、複数教員で指導を行うとともに、学生にプレゼンテーションを課すことで、論理的思考力や伝達力、コミュニケーション力の醸成に繋がっている。教育研究成果は、「卒業研究作品展」として学外で発表され、広く周知されている。平成 28 年度は秋田県立美術館とにぎわい交流館で 5 日間開催し、3,119 人の来場者があり、平成 29 年度は 2,738 人の来場者があった。卒業研究作品の中で優秀と認められたものに対しては、学長賞 1 点、奨励賞 2 点、特別賞 6 点が授与され、一部作品は秋田空港ロビー等に展示されている。

資料 6 - 1 - - A 履修登録者の単位修得状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教養科目	97.4%	96.5%	94.2%	91.6%
キャリア教育科目	98.2%	96.7%	91.5%	87.6%
専門科目	95.7%	94.9%	92.8%	91.0%

資料 6 - 1 - - B 標準修業年限内の卒業率状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
卒業者	-	-	85.5%	83.3%

資料 6 - 1 - - C 休退学者の状況

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
休学者（実人員数）	3 人	1.32%	3 人	0.93%	8 人	1.93%	10 人	2.36%
退学者	3 人	1.32%	5 人	1.55%	6 人	1.45%	4 人	0.94%

資料 6 - 1 - - D 資格取得の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教員免許取得者数		2 人	21 人	16 人
学芸員免許取得者数	3 人	3 人	27 人	8 人

資料 6 - 1 - - E 公募展等の入賞・採用等の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
公募展等入賞・入選者数	入賞 8・入選 5	入賞 3・入選 7	入賞 3・入選 4	入賞・入選
公募デザイン等の採用等	採用 8・入賞 11	採用 4・入賞 11	採用 8・入賞 13	採用・入賞
色彩検定(1 級・2 級・3 級)		1 級 1 人、2 級 17 人、3 級 98 人	1 級 4 人、2 級 22 人、3 級 93 人	1 級 2 人、2 級 11 人、3 級 63 人

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、単位修得率は 90%以上と高く、ストレート卒業率は 85%以上である。休・退学者の状況は、退学者数については、過去 4 年間（平成 26 年度～29 年度）において 5 名以内で推移している。休学者の実人員数は、微増の傾向がある。

教員免許、学芸員資格免許の取得者は、平成 28 年度以降いずれも 20 人を超えているほか、色彩検定でも毎年多くの合格者を出している。また、卒業研究作品展では秋田市中心部で開催し、2,000 名から 3,000 名の来場者があった。

以上により、各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける知識・技能・態度等については、単位修得状況、卒業（修了）の状況等から判断して、学習の成果が上がっているといえる。

観点 6 - 1 - : 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成 28 年度卒業生（平成 25 年 4 月開学時に入学した 1 期生）に対して実施した「学生満足度調査」（回答者数 38 人、回答率 40.9%）では、教務、学生生活、進路就職、国際交流、施設設備関係についてアンケートを行った。平成 29 年度生に対しても同様の調査を行った。（回答者数 47 人、回答率 52.2%）

ディプロマポリシーの達成状況については、4 段階評価で「とても身に付いた」と「少し身に付いた」の合計が、1、「従来の芸術を理解し、それを新しい芸術として再創造できる能力」は 57.2%、平成 29 年度は 68%、2、「文化の多様性を受け入れ、芸術において異文化と共存できる能力」は 79%、平成 29 年度は 78.7%、

3、「グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる能力」は29%、平成29年度は23.4%、4、「芸術の新しい知見によって、地域社会の発展に貢献できる能力」は81.6%、平成29年度は63.8%である。

授業内容については、「満足」と「おおむね満足」の合計が、教養科目は71.1%、専門科目は63.2%であり、これらの科目については概ね満足していると考えられるが、キャリア教育科目は44.7%に止まった。このため、キャリア教育科目については、科目数が10科目（10単位以上履修）と選択肢が少ない状況も踏まえ、平成29年度から15科目に増やし、選択肢を広げた。具体的には、論理的思考力・読解力・記述力・情報活用力等の修得を目標とした「アカデミックリテラシー1・2・3」、「グラフィックレコーディング」等の授業を新規開講し、「地域プロジェクト演習A・B」や「コミュニティーデザイン演習」を通して、地域と取り組む実践的な授業を展開するなど、一部の授業内容の見直しを行った。

進路就職関係の項目で「満足」および「おおむね満足」を合わせた割合と「不満」および「やや不満」を合わせた割合を比較すると4年間の進路就職支援の満足度は、68.4%対28.9%、学外講師等のキャリアガイダンスの内容は、68.4%対31.6%、キャリアカウンセリングについては、71.1%対23.7%となっている。

資料6 - 1 - - A 卒業生に対する「学生満足度調査」結果

	平成28年度				平成29年度			
	満足	おおむね満足	やや不満	不満	満足	おおむね満足	やや不満	不満
教養科目	15.8%	55.3%	23.7%	5.3%	8.5%	72.3%	14.9%	4.3%
キャリア教育科目	2.6%	42.1%	39.5%	15.8%	8.5%	46.8%	36.2%	8.5%
専門科目	13.2%	50.0%	21.1%	15.8%	17.0%	53.2%	27.7%	2.1%

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、学生満足度調査の結果、ディプロマポリシーの達成状況において「グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる能力」は29%、平成29年度は23.4%であり、今後、取組を充実させる必要がある。授業内容については、教養科目、専門科目では概ね満足度が高くなっている。キャリア教育科目に関しては、改善の必要があると判断し、平成29年度から改善を行った。また、授業外の学修時間については、特に演習科目の制作について積極的に行われていると考えられる。

以上のことから、学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているといえる。

観点6 - 2 - : 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学初の卒業生である平成26年度の卒業生8名と、平成27年度卒業生10名の進学・就職率は、いずれも100%であった。開学時に1年生として入学した平成28年度卒業生93名については進路決定率が87.1%、平成29年度卒業生90名の進路決定率は90.0%（就職者数70名、進学者数11名）となっている。

就職先は、クリエイティブ関連企業(デザイン、ものづくり、広告、印刷、出版、Web等)の割合が57.4%と、美術系大学の全国平均に比べ約2割高いことは、美術大学として本学が果たすべき役割の一つの成果といえる。その他としては、サービス業、放送通信業、建設業、公務員・教員等となっている。また、進学・編入学先は、美術系・芸術系大学院、大学や研究所等となっており、進路先は多様である。

資料6 - 2 - - A 卒業・修了生の進路状況

単位(人(%))

区 分	卒業生	就職		進学		その他		進路決定者数	進路決定率
		希望者	決定者	希望者	決定者	作家等希望者	決定者		
平成26年度卒業生	8	7	7	1	1	0	0	8	100.0%
平成27年度卒業生	10	8	8	1	1	1	1	10	100.0%
平成28年度卒業生	93	78	67	12	11	3	3	81	87.1%
平成29年度卒業生	90	76	68	12	11	2	2	81	90.0%

資料6 - 2 - - B 平成29年度卒業生の就業業種

業 種	人数 (人)	割合(%)
クリエイティブ関連(デザイン、ものづくり、広告、印刷、出版、Web等)	39	57.4%
サービス業	3	4.4%
放送・通信業	1	1.5%
建設業	1	1.5%
公務員・教員	5	7.3%
その他	19	27.9%
計	68	100%

資料6 - 2 - - C 平成29年度就職決定者の状況

秋田県内企業就職者	秋田県内出身者	14人	63.6%	32.4%
	秋田県外出身者	8人	36.4%	
秋田県外企業就職者		46人		67.6%
合計		68人		100.0%

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、卒業生の進路は、美術学部としての専門的なスキルを要する進路先が中心となっているものの、それ以外の業種への就職もあるなど進路先は多様な状況であり、進路決定率も比較的高くなっている。

以上により、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているといえる。

観点 6 - 2 - : 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学は、4 年生大学に移行後、6 年しか経っておらず輩出した卒業生も少ないため、現時点では卒業生に対しての意見聴取は行っていない。

企業からの意見については、秋田市内の団体・企業・個人からなる大学の支援組織「あきびネット」と毎年、進路・就職に関する情報交換を行っている。会員企業に就職した卒業生については、専門性が発揮されていることや対人印象がよく業務にも精力的に臨んでいるといった評価をいただいている。また、就職先の企業訪問においても卒業生の評価は良好である。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、進路就職支援、キャリアガイダンスおよびキャリアカウンセリングに対する学生からの評価は概ね良好であり、授業評価においても高い評価を得ている。

以上により、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているといえる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

平成 26 年 2 月に大学支援組織「あきびネット」が設立され、市内の団体・企業、個人が会員となって、秋田公立美術大学をさまざまな面から支え、大学と連携・協力する事業を行っている。主な事業として、産学連携の推進、インターンシップの実施、大学への講師派遣、大学 P R ・作品展示スペースの提供、奨学金制度の設立、物資・教材の提供、進路・就職等に関する情報交換会等を実施している。

学生は、各種公募展等に積極的に参加し、デザインの採用・外部機関との連携事業に取り組んでいる。4 年間の集大成でもある「卒業研究作品展」では、展示計画から作品集の編集、運営全般を学生からなる実行委員会主体で行い、実績を積んでいる。

【改善を要する点】

学生満足度調査の結果、ディプロマポリシーの達成状況において「グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる能力」は 20% 台であり、今後、取組を充実させる必要がある。進路・就職関係においては、4 年制移行による卒業生への対応が始まって間もなく、学生支援体制や支援内容についてはまだ十分ではないことから、関係方面からの意見を聞くなど、改善の余地がある。

1 学年 100 名程度の学生数であるが、退学や休学となる学生が 5 名以内で推移しており、メンタル不調の者がその多くを占めている。カウンセリングや教員との連携で対応しているものの、その対応の方法はデリケートで非常に難しい状況にあり、更なる改善策を講じていかなければならない。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7 - 1 - : 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

大学の校地面積は 47,059 m²で、校舎の施設面積は 19,371 m²であり、いずれも大学設置基準に定められた面積を上回って確保している。

大学内には、講義室、演習室、実習室、研究室、コンピュータ室等の教育研究施設や、附属図書館、体育施設（体育館、テニスコート）、福利厚生施設（厚生棟）、管理事務施設等の施設・設備を整備している。このうち講義室、演習室、コンピュータ室、体育館等については、授業での使用のほか、学生の自主的な学習を支援するために学生に開放されており、積極的な活用が図られている。

大学の建物は、本学の前身である秋田公立美術工芸短期大学開学のため平成 6 年に建築したものに加え、昭和 9 年に建築された木造の旧国立米倉庫の一部を改修した実習棟、アトリエももさだもおよび創作工房棟、本学開学のために平成 24 年に建築した新研究棟、彫刻実習棟・サークル棟などからなり、いずれも耐震基準を満たした設計により設置されている。

バリアフリー化については、学内に 2 台設置しているエレベーターが車いす対応になっているほか、段差解消のためのスロープや車いす対応トイレ（講義棟、大学院棟）を設置するなど、障がいのある学生等が利用できるように配慮している。

安全対策については、大学で設置している衛生委員会で学内の巡回等を年 2 回実施し、必要に応じて施設等の管理責任者に改善を求めている。

防犯対策については、警備会社に業務委託して、平日夜間および休日に警備員を配置し、校舎内外の巡視等を実施しているほか、セキュリティカードシステムおよび鍵による管理により、平日夜間および休日は、大学関係者以外は校舎内へ入れないよう規制を行っている。

資料 7 - 1 - - A 校地および校舎面積の状況 (m²)

校地面積		校舎面積	
秋田公立美術大学	大学設置基準 1	秋田公立美術大学	大学設置基準 2
47,059	4,200	19,371	4,950

1 美術学部定員 420 × 10 m²

2 (美術学部定員 420 - 400) × 3,140 / 400 + 4,793

資料 7 - 1 - - B 学部に係る主要施設一覧

施設名・構造	用途	面積 (m ²)
管理棟 (RC 2F)	役員室、事務室、大会議室、小会議室、書庫等	1,247.88
講義棟・アトリウム棟 (RC 2F)	講義室、演習室、実習室、コンピュータ室、漆・染織工房、	6,471.55

	スタジオ、保健室等	
研究棟 (RC 3F)	教員研究室、インフォメーション室、助手控室等	1,402.50
新研究棟 (RC 3F)	教員研究室	479.90
厚生棟 (RC 2F)	学生食堂、売店	878.59
実習棟 (木造一部 2F)	演習室、木工・金工・陶芸・ガラス工房、助手控室等	2,182.26
アトリエももさだ (木造一部 2F)	多目的ホール、市民ギャラリー、レストコーナー、各工房	2,151.36
創作工房棟 (木造一部 2F)	演習室、助手控室等	963.24
シンボルタワー (RC 5F)	倉庫	449.42
附属図書館 (RC 2F)	閲覧室、書庫等	1,194.42
体育館 (RC 一部 2F)	アリーナ、倉庫	1,113.27
彫刻実習棟・サークル棟 (S 2F)	彫刻工房、サークル室等	837.58
計		19,371.97

大学院専用施設

大学院棟 (RC 3F)	院生室、助手控室、会議室、作業室、教員研究室	1,544.45
--------------	------------------------	----------

別添資料 7 - 1 - - A 大学構内案内図

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されるとともに、施設・設備には教育・研究に必要な多岐にわたる機能が整備され、授業以外でも学生に有効に活用されている。また、施設・整備には、耐震対策、バリアフリー化に加え、衛生委員会の定期的な巡回による改善活動や警備員の配置棟による防犯対策などの安全対策が施されている。

以上のことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているとともに、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているといえる。

観点 7 - 1 - : 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

学内情報ネットワークを整備しており、全ての大学構成員が有線 LAN や無線 LAN を通じてインターネットへ接続できる環境を提供している。有線 LAN は、コンピュータ室、講義室、実習室、図書館、研究室、事務室等に整備しギガビット通信を可能としているほか、無線 LAN も学内のほぼ全てのエリアで使用できるようにしている。また、学術情報ネットワーク (SINET) へ接続し、高速インターネット通信を提供している。(資料 7 - 1 - - A)

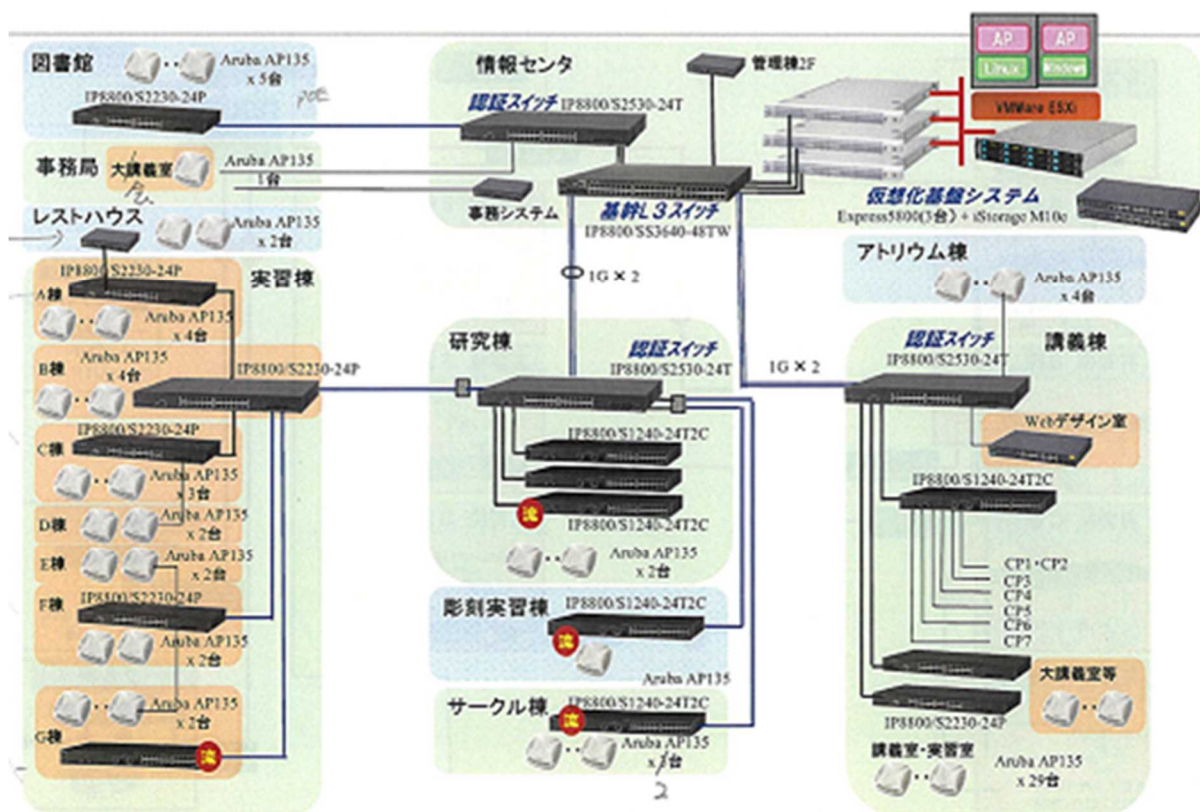
学内情報ネットワークに接続されたパソコンをコンピュータ室に 183 台、学生支援室に 2 台、附属図書館に 3 台設置して開放しており、学生がグラフィック関係の制作や図書・文献検索、就職や進学等の情報収集などに使用できるようにしている。また、Adobe Creative Clouds の包括サイトライセンス契約 (ETLA) を行っており、大学内の全てのパソコンと教職員のパソコンにおいて Adobe 社の持つ 29 種類のソフトを常に最新バー

ジョンで使用できるようにしている。

全学生にアカウントとパスワードおよびメールアドレスを発行し、学内外のパソコンから電子メールの送受信を可能としている。情報関連の授業科目である情報リテラシー論を必修とすることで、学生は、情報システム利用のためのルールや基礎的知識・技術を習得し、情報ネットワークを有効に活用している。また、ポータルシステムを通じて、履修登録、休講情報や就職支援に関する情報の閲覧など、在学中に必要な手続きを Web ブラウザ上で実施できる環境を整備している。

システムの管理については、学内情報システム担当の専任職員 1 名を置き、情報システムと I C T 環境の管理と運用を行っている。また、セキュリティ管理については、標的型サイバー攻撃を正確かつ速やかに検知・防御するため、http トラフィックからの攻撃を解析、検知する専用機器「FireEye」を導入し、Web アクセスからの脅威侵入や C & C サーバーへのコールバック通信を防止している。

資料 7 - 1 - - A 学内情報システム全体概念図



【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、学内においては学内情報ネットワークが整備されており、学生は有線 LAN に接続されたパソコンを自由を使用して制作や情報検索をすることができるほか、私物のパソコンを無線 LAN に接続して使用できるようになっている。また、全学生に対し、これら I C T 環境を適切かつ効果的に使用できるようにするための教育が行われている。さらに、学内情報システム担当の専任職員が配置され、I C T 環境の管理運営とセキュリティ管理も適切に行われている。

以上のことから、教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されているといえる。

観点 7 - 1 - : 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

附属図書館内には閲覧スペース、書庫等を整備しており、特別閲覧室、グループ閲覧室等を含め、座席総数 170 席を設置している。開館時間は平日の 8 時 30 分から 20 時までである。平成 29 年度の附属図書館の利用状況は、入館者 39,115 人（うち学外者利用者数 248 人）、貸出冊数は 4,932 冊であった。図書購入にあたっては、平成 27 年度に制定した「秋田公立美術大学附属図書館資料収蔵方針」（資料 7 - 1 - 3 A）に基づき、カリキュラムに沿った美術、工芸、デザイン、建築における各分野の図書資料を中心に、各分野の蔵書数のバランスに配慮しつつ収集しており、各教員にも協力依頼を行っている。また、一般図書に関しては隣接する秋田市立新屋図書館の利用が可能であることから、附属図書館は、より美術分野に特化した蔵書整備を目指している。

平成 30 年 5 月 1 日現在の附属図書館関係の図書・雑誌・資料は、蔵書冊数 53,492 冊（和書 44,505 冊、洋書 8,987 冊）、雑誌種数 243 種、視聴覚資料 1,501 タイトル、平成 29 年度受入図書冊数 1,983 冊、同年間受入雑誌種数 97 種（和雑誌 76 種、洋雑誌 21 種）、電子ジャーナル種類 305 種である。これらの所蔵図書等はデータベース化されており、利用者は、館内に設置された PC（3 台）から蔵書検索が可能な他、自身の PC やスマートフォンからも検索できるよう館内に WI - FI ネットワーク環境を整備している。

その他、平成 25 年度から ILL 文献複写等料金相殺サービスに参加、平成 27 年度から国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを開始、平成 28 年度から電子ジャーナル JSTOR「Arts & Sciences Collection」および「Arts & Sciences Collection」を導入した。さらに平成 29 年度には JAIRO Cloud に加入し、本学機関リポジトリである「秋美リポジトリ」を 10 月に公開している（<https://akibi.repo.nii.ac.jp/>）。

美術に特化した単科大学であることから、美術全般にわたる収集を行っているほか、ポップアップ絵本（118 冊）とコルデコット賞受賞絵本（110 冊）、美術展覧会図録（1,554 冊）、近代デザイン椅子（28 脚）のコレクションを有しており、常時使用可能な形で展示している。図書館イベントとしては、学生の進路決定の参考となるよう、本学教員、助手のポートフォリオ展示会を毎年 7 月から 9 月にかけて開催しており、初日にはゲストを招致しての講演等を企画している。

【分析結果とその根拠理由】

カリキュラムに沿った美術、工芸、デザイン、建築における各分野の図書資料の体系的な収集に加え、電子資料の提供に力を入れつつある。また、アンケート結果を参考にし、選書に反映させる等、学生への便宜も図っている。

以上のことから、図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているといえる。

観点 7 - 1 - : 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到係る状況】

学生の自主的な学習を支援するため、学内施設を学生に開放している。具体的には、各実習室（絵画、素描、造形、木彫、彫塑、陶芸、彫金、木工、ガラス、イラストレーション、パッケージデザイン、漆、染色、彫金、鋳金、ガラス、木工等）やコンピュータ室 5 室（合計で Mac 118 台および Windows 85 台を設置）、大講義

室（180 名収容）講義室 5 室、体育館などの学内施設を 5 種類に区分して、区分ごとに使用可能日や時間帯などの使用条件を定めており、学生が授業時間以外に創作活動や課題制作等を行う場合、担当教員等の承認を得たうえで、平日は最大 23 時まで、休日は 17 時まで利用できるようにしている。平成 29 年度上半期における月平均の利用者数は延べ 518 人となっており、学生は学内施設を自主的な学習の場として積極的に活用している。

また、自主学習の場の一つとして、附属図書館（閲覧席 137 席）を平日 20 時まで開放している。

別添資料 7 - 1 - - A サークル棟等時間外使用申請者数

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、学生の自主的な学習を支援するため、学内の施設が開放され、学生が創作活動や課題制作等を行える環境が整備されており、積極的な活用が図られている。

以上から、自主学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているといえる。

観点 7 - 2 - : 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

新入生および編入生に対しては、4 月の入学直後に行う新入生オリエンテーションにおいて履修方法や学習方法、学生生活等に関するガイダンスを実施し、教育課程全般の理解を促している。教育課程の内容や授業科目の区分、履修手続き等については、シラバスに内容を記載し、新入生に配付している。在学生に対しては、毎年の前期および後期開始時にガイダンスを学年ごとに実施し、授業科目の説明や履修指導のほか、学生生活や進路支援に関する指導を行っている。

また、1 年次から 2 年次にかけては、専攻間の横断的な学びへの理解を促すとともに、3 年次からの専攻選択のための重要な授業科目である現代芸術演習の履修と専攻選択の方針、手法等について説明するため、専攻選択に関するガイダンスを実施している。

教職課程および博物館学芸員課程においては、必要に応じてガイダンスを実施し、資格取得に向けた必要な授業科目の履修や実習等に関する説明を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、入学時、前期・後期の開始時、専攻選択時にそれぞれガイダンスが実施され、履修や進路支援等について必要な指導が行われている。

以上から、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されているといえる。

観点 7 - 2 - : 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

学生の学習や学生生活のサポートを目的として、1、2年生を各3クラス（1クラスあたり約35人。五十音順で機械的に決めている）に分け、各クラスに担任（1人）と副担任（2人）を配置し、学生全員への定期面談と必要に応じた個別相談を行っている。この中で、学習や生活の支援に関する学生のニーズを聴取しており、必要に応じ、学務委員会等を通じて学部内の教員間でも情報を共有している。

また、授業期間中に教員によるオフィス・アワーを設け、学生からの学習や学生生活の相談に応じている。オフィス・アワーの趣旨等を記載したオフィス・アワースケジュールを学内向けポータルサイトおよび学内の掲示板に掲載し、学生に周知している。

精神疾患や既往症を持つ学生など特別な支援を要すると考えられる学生から相談があった場合は、授業担当教員等関係者と情報を共有し、可能な限り学生の要望に添うことができるよう対応している。実際に相談があったのはこの5年間で2件で、対応として、平成26年度に聴覚障害のある学部学生が入学した際は、当該学生からニーズの聞き取りを行った上で、ボイスレコーダーの使用を許可している。また、平成27年度に発達障害のある学部学生が入学した際は、レポートの提出期限の延長やレポートの書き方についての追加資料の提供を受講授業の教員へ連絡するなどの配慮を行い、学習機会を確保している。

別添資料 7 - 2 - - A クラス担任・副担任の役割充実

別添資料 7 - 2 - - B オフィスアワー実施状況

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、学生全員への面談や個別相談、オフィス・アワーなどにおいて、学生の学習や生活の支援に関するニーズが把握され、必要に応じて教員間での情報共有が図られている。

また、特別な支援を要する学生に対する個別の配慮や、精神的な悩みを抱える学生に対する学生相談の利用の勧奨といった支援もなされている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているといえる。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているといえる。

観点 7 - 2 - : 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 7 - 2 - : 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

平成 30 年 5 月 1 日現在において、学生サークルは 32 サークル（体育系 8、文化系 24）があり、多様な活動を展開している。学生サークル活動の支援施設として、サークル棟、体育館、テニスコートがあり、このほかにも校舎の教室、パソコン室、レストハウス、スタジオ、アトリエももさだの施設等を活動の場として学生サークル等に提供している。

各サークルには教員が顧問としてついており、学生から相談があった場合の対応や、授業時間以外に学生がサークル活動で施設を利用する際の承認等を行っている。

また、各施設の照明、空調の利用にかかる光熱費等を大学で負担しており、平成 29 年度実績は電気代として大学全体で 27,358 千円、ガス代として大学全体で 13,810 千円であった。光熱費等について、当該活動分を算出することは困難である。

加えて、後援会がサークル活動に対する経済面での支援として、学生の申請に基づき、各サークルの運営費や備品購入費のほか、学生会活動、大学祭開催経費、学外作品展、資格取得、進路就職活動等への助成を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、多様な活動を展開している学生サークルに対して、学内の施設が活動の場として提供されているほか、各サークルに教員が顧問としてつくなどし、学生の活動が支援されている。加えて、後援会により、サークルの運営費や課外活動等にかかる経費の助成が行われている。

これらのことから、学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているといえる。

観点 7 - 2 - : 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

生活支援等に関する学生のニーズについては、学生会からの要望ヒアリングを年 1 回開催しており、学生課の職員が 10 人前後の学生から直接日々の生活や学習環境等に対する意見等を聴取してニーズの把握に努めている（別添資料 7 - 2 - - A）。また、平成 28 年度には、開学時に入学した約 100 人の学生が卒業を迎えるにあたり、4 年間の学生生活全般における満足度についてアンケート調査を実施し、学生生活の実態の把握に努めた（別添資料 7 - 2 - - B）。

心身に不調をきたした学生への対応については、こうした学生は授業を欠席がちになることから、必修科目および選択必修科目において総授業時間数の 5 分の 1 を欠席した学生がいる場合、科目担当教員は「授業欠席学生連絡票」を作成し、クラス担任又は専攻長に提出させることとしている。このことにより、クラス担任又は専攻長は、当該学生に電話やメールで欠席理由を確認したうえ、学生課および保健室と情報を共有し、きめ細かな履修指導および生活指導を行っている。

生活・健康面については、保健室への看護師の配置に加え、精神的な悩みを抱える学生については、保健室から、臨床心理士（非常勤）を2人配置して月4回（1回あたり4時間程度）行われている学生相談の利用をするよう薦めており、学生の心身の健康保持等について相談に応じるとともに、看護師、教職員も情報を共有しながら、連携して支援している。平成29年度の相談の利用人数は延べ80人であった。また、学校保健安全法に基づき、毎年全学生を対象に定期健康診断を実施しているほか、学校医を配置している。

就職等進路については、学生へのキャリア教育とキャリア形成支援をより充実させるため、平成29年4月にキャリアセンターを設置し、センターに所属する教職員と業界事情に精通したアドバイザースタッフとが連携して、学生個々のキャリア形成に向けたきめ細やかな支援を行っている。また、低学年時からキャリア教育科目を配当し、現場で活躍している外部講師による講話、エントリーシート、面接、試験対策、企業研究等の指導を行うほか、県内のインターンシップ先の開拓等のサポートを行っている。

ハラスメント対策については、ハラスメントの防止等に関する規程を制定するとともに、当該規程に基づきハラスメントの防止等に関し適切な措置を講ずるためハラスメント防止等対策委員会を設置している。その上で、ハラスメントに関する相談等や問題への対応のための相談員（8人）を配置し、相談があった際はハラスメント防止等のフロー（別添資料7-2-C）により対応する体制としている。また、毎年、教職員、学生、相談員および調査員にそれぞれハラスメント防止に関する研修を実施しているほか、ハラスメントの事例や相談窓口について記載したハラスメント防止・周知ポスターの学内各所への掲示、大学ホームページへのハラスメント相談体制の掲載などを行っている。なお、当該規程において、役職員および学生等の責務として、ハラスメントがもたらす影響の重大さを深く認識し、ハラスメントを行うことのないよう各人がその発言や行動に十分注意するとともに、ハラスメントの被害を防止し、大学の構成員として良好な職場および教育環境の維持および確立ならびにハラスメントの防止等に関する周知啓発に努めなければならないことが規定されている。

特別な支援を要すると考えられる学生から相談があった場合は、授業担当教員等関係者と情報を共有し、可能な限り学生の要望に添うことができるよう対応している。実際の対応の例として、平成26年度に聴覚障害のある学部学生が入学した際は、当該学生からニーズの聞き取りを行った上で、ボイスレコーダーの使用を許可している。また、平成27年度に発達障害のある学部学生が入学した際は、レポートの提出期限の延長やレポートの書き方についての追加資料の提供を受講授業の教員へ連絡するなどの配慮を行っている。

別添資料7-2-A 学生会要望への対応

別添資料7-2-B 学生満足度アンケート結果

別添資料7-2-C ハラスメント防止対策フロー

別添資料1 規程集 秋田公立美術大学キャリアセンター規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/bc5acdcd568abaf232d41addab3e975d.pdf

別添資料1 規程集 秋田公立美術大学ハラスメントの防止に関する規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/14aedbf35a92b90356ad9fa07786413b.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、学生会からの要望ヒアリングや学生への満足度アンケート等の実施により学生のニーズが把握されている。生活・健康に関する相談・助言の体制、進路・就職に関する相談・指導の体制は、それぞれ適切に構築され、きめ細やかな個別対応が行われている。また、ハラスメント対策に関する体制が構築され、関係者に対する研修や相談体制の周知も行われている。

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生から相談があった場合は、学内で情報共有し、可能な限り学生

の要望に添うことができるよう、個別に対応が行われている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているといえる。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているといえる。

観点 7 - 2 - : 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度をはじめとして、地方公共団体、公益法人、民間団体等の各種奨学金制度の情報を学生に提供し、申込みや返還手続に関する説明会等を実施しているほか、大学独自の奨学金制度や授業料免除制度を設け、学生に対する経済面の援助を行っている。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、平成 29 年 9 月 30 日現在において学生の約 50%が利用している。

大学独自の奨学金制度については、奨学金給付規程および特待生に係る選考要綱に基づき、在籍する学生のうち、その真摯な学業姿勢および優秀な学業成績が他の学生の模範となる者に対して、予算の範囲内で奨学金の給付を行っている。

授業料減免制度については、学生納付金規程および授業料減免等取扱要領に基づき、経済的な理由等により授業料の納入が困難と認められる学生を対象として減免を行っている。平成 29 年度は、全学免除、1 / 2 免除、3 / 4 免除を合わせ、前期・後期で延べ 55 名に対し計 7,903 千円の授業料を減免し、経済面で学習を支援している。

これらのほか、学生の学習意欲向上と志願者の確保を図るため、秋田市立千秋美術館および秋田県立美術館の年間観覧券を購入し配布している。平成 29 年度において、購入費用は約 1,161 千円であり、両美術館の延べ利用者数は、秋田市立千秋美術館が 296 人、秋田県立美術館が 154 人であった。

資料 7 - 2 - - A 日本学生支援機構奨学金貸与状況（美術学部）

単位（人）

年 度	第 1 種	第 2 種	併用貸与者	貸与者計	学生数	貸与者率
平成 25 年度	21	47	1	69	116	59.5%
平成 26 年度	34	78	11	123	227	54.2%
平成 27 年度	66	95	16	177	323	54.8%
平成 28 年度	87	103	24	214	415	51.6%
平成 29 年度	89	89	31	209	420	49.8%

資料 7 - 2 - - B 授業料減免状況（美術学部）

単位（人）

年 度	全額免除	1/2 免除	3/4 免除	計	減免額計
平成 25 年度	2	10	0	12	1,875,300 円

平成 26 年度	0	21	0	21	2,812,950 円
平成 27 年度	2	30	0	32	4,554,300 円
平成 28 年度	2	42	1	45	6,228,675 円
平成 29 年度	4	51	0	55	7,903,050 円

各年度の人数は、前期と後期を合計した延べ人数である

別添資料 7 - 2 - - C 特待生選考要綱

別添資料 7 - 2 - - D 授業料減免等取扱要領

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学学生納付金規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/00480e6ed6378ed55a7512603d4b6e1a.pdf

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学奨学金給付規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/c03f04b71f5ed2bc0b69e726d3a47161.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、大学独自の奨学金や授業料減免制度など、学生の経済面の援助のために必要な制度が構築され、運用されている。

以上から、学生に対する経済面の援助が適切に行われているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学内情報ネットワークの整備により、全大学構成員が有線 LAN および無線 LAN により高速通信でインターネットへ接続できる環境が整っている。

システム管理の専任職員を配置するとともに、標的型サイバー攻撃に対応するための専用機器を設置し、適切なセキュリティ管理を行っている。

【改善を要する点】

特になし

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8 - 1 - : 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

全学にわたる教育課程の編成、実施に係る改善については、学務委員会（平成 28 年度までは教務委員会）が担当しており、事務局学生課が収集・蓄積した、学習成果に関するデータや資料（教育課程、授業担当者、時間割、成績、進級、卒業、学位授与および免許・資格取得状況など）を、学務委員会が評価・点検を行い、教育課程の見直しのほか、時間割の調整、シラバスの記載内容について精査し、改善など、教育の質の改善や向上に努めている。

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学学務委員会規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/3f985c80781308b7a096db60f60edc1a.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、教育過程の見直し・改善については、事務局学生課が収集・蓄積した学習成果に関するデータを学務委員会が分析し、必要な改善を行う仕組みが構築され、機能している。

以上から、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているといえる。

観点 8 - 1 - : 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

授業内容の改善や充実を図るための授業アンケートを、学生を対象に毎年、前期・後期の計 2 回にわたり全ての授業について実施している。この集計結果は、各担当教員に配布されるとともに、全教員が閲覧できるようにしており、教員はこの結果を踏まえて授業改善計画を作成し、教員が個別に授業の充実・改善に活かしている。なお、現在は、アンケートの結果や授業改善計画について、学生に対しては公開していない。

また、授業参観の受入が可能な授業については、教職員による授業参観を毎年前期・後期の計 2 回実施している。参観した教職員は授業参観アンケートを提出することとしており、その集約結果を受けた担当教員は、当該授業に係る自己評価シートを作成し、教員が個別に授業の充実・改善に活かしている。

このほか、各専攻等の長からなる専攻長等会議を定期的に開いており、各専攻から提起される教育・研究上の課題などを検討・調整したうえ、必要な事項については改善案を教育研究審議会に提案するなどして、教育の質の改善・向上につなげている。

別添資料 8 - 1 - - A 授業アンケート集計表_全体 (平成 29 年度)

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/ea3024ca2d1ead5b57261803865da7da.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、学生には授業アンケートを、教員には授業参観アンケートを実施し、その結果を授業の改善にフィードバックする取組が継続的に行われているほか、各専攻から提起される課題などを大学全体の課題として取り上げ、改善につなげる仕組みが構築されている。

以上により、大学の構成員からの意見聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に活かされているといえる。

観点 8 - 1 - : 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

卒業生に対しては、教務関係、学生生活関係、進路就職関係などの設問で「学生満足度調査」を行っており、その結果や意見を踏まえて改善策の検討を行っている。

就職先からの意見聴取については、卒業生を出して間もないことから、定期的な調査はまだ行っていないが、大学の支援組織「あきびネット」の会員企業や就職した企業訪問にて卒業生の評価を聞いており、専門性の発揮や対人折衝などで良好な評価をいただいております、更なる教育の質の向上を図っていく。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、学外委員からなる法人評価委員会と学外委員を擁する経営審議会において提起された意見等を継続的に本学の教育に反映する仕組みが構築されている。また、卒業生に対する「学生満足度調査」を毎年行っている。就職先関係者からは卒業生の評価を聞く機会を設けている。

以上により、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているといえる。

観点 8 - 2 - : ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

F Dを適切に実施するため、平成 29 年度は F D委員会を 4 回開催し、学生への授業アンケート実施とその結果の教員へのフィードバック、教職員による授業参観、授業研究会などを実施している。

授業アンケートについては、前期・後期の 2 回にわたり全ての授業について実施し、集計結果を担当教員に配布しており、教員はこの結果を踏まえ、必要に応じて授業改善計画を作成のうえ F D委員会に提出し、授業の質向上や改善につなげている。

教職員による授業参観については、期間を定め、60 科目を授業参観科目として公開しており、参観者によ

る授業参観アンケートの集約結果を受けた担当教員は、当該授業に係る自己評価シートを作成のうえ F D 委員会に提出し、授業の質向上や改善につなげている。

授業研究会は、一つの科目を題材とし、当該授業の目的達成の方法を説明したうえで、参加者による意見交換を行う形で実施しており、教育の質向上のための材料となっている。

また、より効果的な F D 活動が展開できるよう、学外で行われる F D に関する研修に、平成 29 年度は 4 回参加したほか、外部講師を招聘したセミナーを 1 回開催し、ノウハウの習得に努めている。

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/ea3024ca2d1ead5b57261803865da7da.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、授業アンケートや授業参観をはじめとした全学的な F D 活動が継続的に実施されており、各教員が自らの授業内容を振り返りながら、課題となる点を認識し、改善につなげるというサイクルが構築され、機能している。

以上により、F D が適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結びついているといえる。

観点 8 - 2 - : 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

教務や学生支援関連業務を担当する事務職員については、職員研修規程および事務職員の人材育成方針に基づき、「大学内研修」としてハラスメント防止研修等を実施しているほか、「大学外研修」として、文部科学省、公立大学協会等他機関が実施する研修に参加させ、教育活動に必要な資質の向上を図っている。

各専攻に配置され、主に実技指導の補助をする助手等の教育補助者については、実技内容の特殊性から、主に当該実技に精通した教授等が指導にあたっている。また、学外での自主研修も広く認めており、その経験が技能や資質の向上に結びついている。

別添資料 8 - 2 - - A 事務職員の人材育成方針

別添資料 8 - 2 - - B 平成 29 年度研修実績一覧（教育支援者）

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学職員研修規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/66b50ba2222cfefed706c2a720d8bf18.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、事務職員については、大学内で実施する研修への参加や、学外で行われる各種研修への参加などにより資質の向上が図られている。また、助手等の教育補助者については、各専攻の教員からの指導や学外で行う自主研修などの自己研鑽により、技能や資質の向上が図られている。

以上により、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

該当なし

基準 9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 9 - 1 - : 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

平成 30 年 3 月 31 日現在の本学の資産は、平成 29 年度財務諸表の貸借対照表(下記 URL 参照) に示すとおり、資産合計は 4,594,795 千円(固定資産 4,375,699 千円、流動資産 219,096 千円) である。負債合計は 590,864 千円(固定負債 397,057 千円、流動負債 193,807 千円)、純資産合計は 4,003,931 千円(資本金 3,608,210 千円、資本剰余金 340,146 千円、利益剰余金 55,574 千円) であり、負債純資産 4,594,795 千円である。

また、債務については、590,864 千円のうち、返済を要する実質的な債務であるリース債務(学内情報システム等) の合計は 101,065 千円となっている。

別添資料 9 - 1 - - A 財務諸表

平成 25 年度 http://www.akibi.ac.jp/images/about/pdf/2013_bidai_zaimu.pdf

平成 26 年度 http://www.akibi.ac.jp/images/about/pdf/2014_bidai_zaimu.pdf

平成 27 年度 http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/04/27zaimusyohyo.pdf

平成 28 年度 http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/04/28za.pdf

平成 29 年度 http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/06/29za.pdf

【分析結果とその根拠理由】

平成 30 年 3 月 31 日現在の固定資産計上額は、4,375,699 千円であり、平成 25 年 4 月 1 日の公立大学法人化にあたって設立団体である秋田市から承継された資産を維持しているため、本学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。

負債については、公立大学法人特有の会計処理に基づき債務計上されるものが大部分であり、借入金等の実質的かつ金銭的な債務はなく、健全な財務状況となっている。

以上により、大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有し、債務も過大ではないといえる。

観点 9 - 1 - : 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の経常的収入は、当該公立大学法人の設立団体である秋田市から措置される運営費交付金のほか、学生納付金等の自己収入、外部資金等から構成されており、法人化後過去 4 力年の収入実績は、下表に示すとおりである。

資料 9 - 1 - - A 過去 5 力年の収入実績

単位 (百万円)

科 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運営費交付金	796	858	821	846	985
学生納付金等自己収入					
授業料収入	123	118	167	214	218
入学料収入	43	43	42	46	47
検定料収入	7	6	6	5	6
その他の収入	7	11	12	4	6
外部資金					
受託等収入	3	65	57	34	37
寄付金	0	1	0.4	0.2	1
合 計	979	1102	1105.4	1149.2	1300

【分析結果とその根拠理由】

平成25年度からの5年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保されている。また、受託研究収入等の外部資金についても安定して確保されている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための経常的収入は継続的に確保されているといえる。

観点 9 - 1 - : 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

大学の活動に係る財務上の基礎としての収支計画については、中期計画において、平成 25 年度からの 6 年間に係る予算と収支計画および資金計画を定めているほか、各年度の年度計画に、当該年度の予算と収支計画および資金計画を定めている。なお、年度計画は、教育研究審議会で内容を検討し、経営審議会の意見を聞いた上で理事会において決定しており、中期計画とともに本学ウェブサイトに掲載して公表している。

別添資料 9 - 1 - - A 中期計画 (平成 25 年度～平成 30 年度)

http://www.akibi.ac.jp/images/about/pdf/H25m_keikaku.pdf

別添資料 9 - 1 - - B 平成 30 年度計画

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/h30nendokeikaku.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、大学の財務上の計画は、中期計画において予算、収支計画および資金計画が定められているほか、毎年、年度計画の中で翌年度の予算、収支計画および資金計画が策定されており、それぞれ、ウェブサイトで公表されている。

以上により、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているといえる。

観点 9 - 1 - : 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

平成 29 年度の収支の状況は、財務諸表として下記の該当資料の URL のとおり公表している。経常費用は 1,382,344 千円、経常収益は 1,393,521 千円であり、経常利益は 11,176 千円である。また、貸借対照表における利益剰余金は 55,574 千円となっている。

また、法人設立後の各年度の当期総利益は、財務諸表として下記の該当資料の URL に示すとおりであり、平成 25 年度は 22,215 千円、平成 26 年度は 45,303 千円、平成 27 年度は 13,087 千円となっている。平成 28 年度は当期総損失 3,717 千円を計上したが、目的積立金の取崩しにより次期繰越欠損金は 0 円となっている。

別添資料 9 - 1 - - A 財務諸表 (9 - 1 - - A の再掲)

平成 25 年度 http://www.akibi.ac.jp/images/about/pdf/2013_bidai_zaimu.pdf

平成 26 年度 http://www.akibi.ac.jp/images/about/pdf/2014_bidai_zaimu.pdf

平成 27 年度 http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/04/27zaimusyohyo.pdf

平成 28 年度 http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/04/28za.pdf

平成 29 年度 http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/06/29za.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、平成 28 年度以外は毎年度、当期総利益を計上している。平成 28 年度は当期総損失を計上したものの、目的積立金の取崩しにより次期繰越欠損金は 0 円となっている。

以上のことから、収支の状況において、過大な支出超過とはなっていないといえる。

観点 9 - 1 - : 大学の目的を達成するため、教育研究活動 (必要な施設・設備の整備を含む。) に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

大学の予算については、理事会で定めた予算編成方針に基づき、各委員会において事務局担当課と連携しながら事業計画を策定し、その上で必要となる予算の案を作成している。予算編成方針においては、中期計画、年度計画の達成状況を踏まえながら、特に重点的に取り組むことを重点事項として定め、重点的に予算を配分することとしている。

また、施設の整備については、長期修繕計画に基づいて計画的に予算計上しているほか、教育・研究に要する設備や備品については、各専攻等の長で構成する専攻長等会議において、優先順位を付けた上で、適切な予算の範囲内で適切な時機に実施できるよう予算調整を行っている。

なお、提出された予算案は、集約後、各委員会間や各専攻間の横断的な予算の精査、調整を行った上で成案としてまとめ、設置者である秋田市長に予算要求を行っている。

別添資料 9 - 1 - - A 平成 30 年度予算編成方針

【分析結果とその根拠理由】

以上のとおり、大学の予算は、予算編成方針において重点事項を示してメリハリをつけるとともに、教育研究活動を行っている現場の声を最大限に聞きながら策定されており、限られた予算の範囲内で優先順位を付けて調整するなどしながら、適切な予算配分が行われている。

以上により、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされているといえる。

観点 9 - 1 - : 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

関係法令等に基づいて作成した財務諸表等は、秋田市長が任命した監事による監査と、経営審議会および理事会での審議を経た上で、設置者である秋田市長に提出している。秋田市では、秋田市公立大学法人評価委員会により財務諸表等が審査され、最終的に承認を受けている。

大学の規模により、本学は、地方独立行政法人法に定める会計監査人による監査を義務づけられてはいないが、公認会計士との契約により法人の会計について指導・助言を受けており、財務諸表等についても監事による監査の前にチェックを依頼し必要に応じ修正を行っている。

資料 9 - 1 - - A 財務諸表 (9 - 1 - - A の再掲)

平成 25 年度 http://www.akibi.ac.jp/images/about/pdf/2013_bidai_zaimu.pdf

平成 26 年度 http://www.akibi.ac.jp/images/about/pdf/2014_bidai_zaimu.pdf

平成 27 年度 http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/04/27zaimusyohyo.pdf

平成 28 年度 http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/04/28za.pdf

平成 29 年度 http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/06/29za.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、財務諸表等については、真実性等を担保するため公認会計士からの指導・助言に基づいて適正に作成されており、監事による監査においてチェックされている。さらに、大学の設置者である秋田市の法人評価委員会においても審査を受けている。

以上のことから、財務諸表等が適切に作成され、また、監査等が適正に実施されているといえる。

観点 9 - 2 - : 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

管理運営のための組織としては、理事長（学長兼務）、副理事長、常勤理事 2 名および非常勤理事 2 名からなる理事会に加え、地方独立行政法人法に基づき、理事長会の構成員および 4 名の学外有識者からなる経営審議会と、学長、副理事長、副学長、学部長、研究科長および 7 名以内の教員からなる教育研究審議会を置

いており、それぞれの審議事項を定款で定めている。

事務組織としては、事務局長以下、総務課、学生課、企画課、キャリアセンターおよび国際交流センターからなる事務局を置いており、それぞれの所掌事項を規程で定めている。事務局は、職員 23 名、嘱託職員 15 名（平成 30 年 5 月 1 日現在）で構成している。

危機管理体制としては、危機管理基本マニュアル（別添資料 9 - 2 - - A）に加え、学生のための危機管理、感染症対応、交通事故対応、事故・事件対応、盗難・破損等対応、犯罪対応、不審者対応、防災対応（地震・津波、火災、風・水・雪）に関するマニュアルをそれぞれ整備し、学内で共有しているほか、役職員の緊急連絡網を整備している。また、大学の円滑な活動に支障を及ぼす恐れがある災害や事件・事故が発生した場合、又は発生が想定される場合は、学内に危機管理対策本部又は危機管理対策室を設置し、情報収集と必要な対策の検討および実施、情報提供などの対応を行うこととしている。

コンプライアンス推進と研究倫理遵守については、学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者とする研究不正防止管理体制（資料 9 - 2 - - B、公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止等に関する規程）を整備しており、当該体制において研究費の不正使用の防止や研究倫理遵守のための教育を進めている。

このうち、コンプライアンス推進については、事務局長を推進責任者として公的研究費の不正使用の防止対策を講じている。具体的には、物品購入や出張においては、購入希望者があらかじめ財務会計システムに入力し、事前に事務局で適切な使用かどうかを判断する仕組みとしている。また、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に毎年コンプライアンス研修を実施し、その受講状況についても管理するなどの対策を講じている。

また、研究倫理遵守については、研究科長を研究倫理教育責任者として教員と学生に対する研究倫理教育実施の対策を講じている。具体的には、毎年行っているコンプライアンス研修において研究倫理の啓発をしているほか、未受講者が科研費の申し込みをする場合は、科研費申請研究倫理 e ラーニングの受講を義務づけている。また、学生に対しては、履修登録の説明時などに研究倫理に関する啓発を行っているほか、卒業制作に関する科目の中で研究倫理に関する指導を行っている。

別添資料 1 規程集 公立大学法人秋田公立美術大学定款

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/a507a75afcc089866693bd514cf82369-1.pdf

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学事務組織規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/2475fbbca8ac055f2c27bfe384f3e3b.pdf

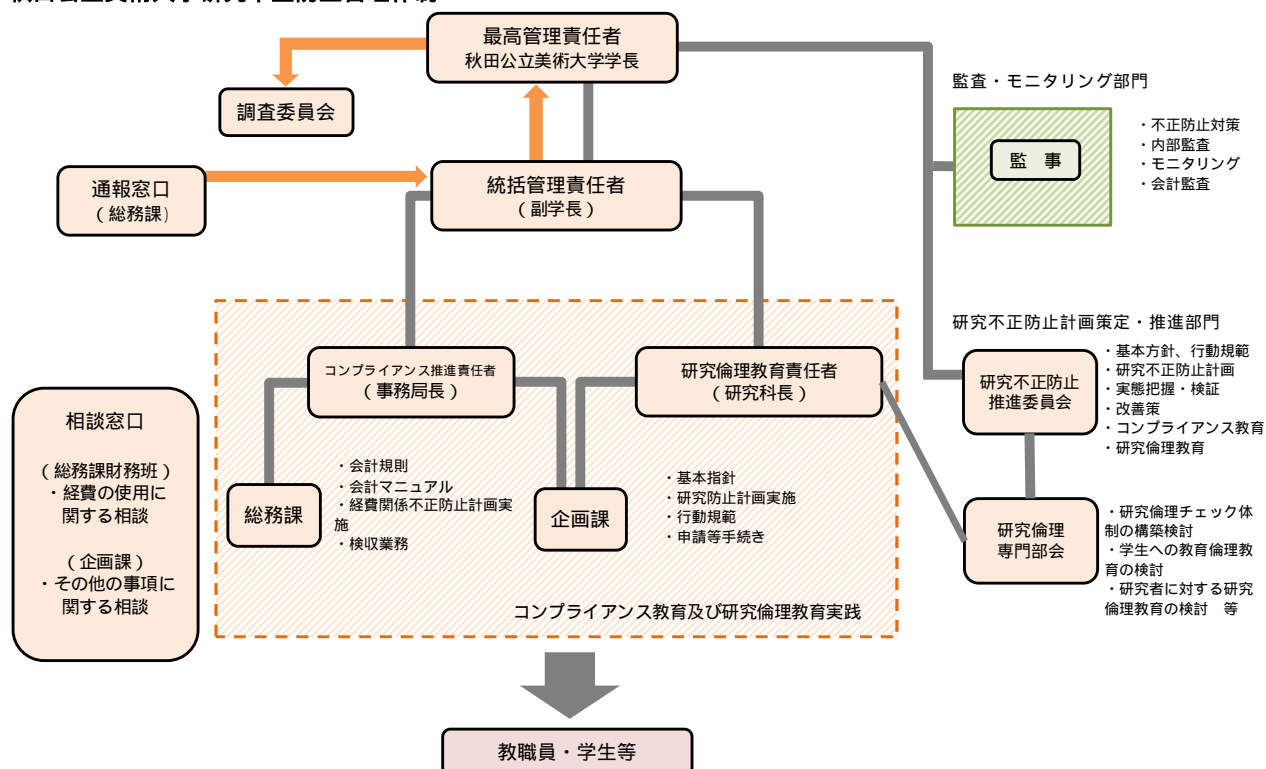
別添資料 1 規程集 公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止等に関する規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/52c88a85bcb489c837c557c81e0efe19.pdf

別添資料 9 - 2 - - A 危機管理基本マニュアル

資料9 - 2 - - B 研究不正防止管理体制

秋田公立美術大学研究不正防止管理体制



【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、管理運営のための組織としては、理事会に加え、関係法令に基づいて経営審議機関と教育研究審議機関が置かれている。事務組織として置かれている事務局は、3課2センターで構成され、大学の円滑な事務運営が行える規模が確保されている。危機管理体制は、様々な危機発生時に対応できる手順を定めたマニュアルが整備され、関係者で共有されているほか、緊急時には学内に危機管理対策室を設置して必要な対応を行う体制が構築されている。また、コンプライアンス推進と研究倫理遵守については、いずれも必要な体制が構築されており、適切な対応策が講じられている。

以上のことから、管理運営のための組織および事務組織が、適切な規模と機能を持っており、危機管理等に係る体制が整備されているといえる。

観点9 - 2 - : 大学の構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

教員の大学の管理運営に関する意見は、部局長等連絡会や専攻長等会議、教員会議等に提出され、当該会議において教員間で調整後、教育研究審議会での議論を通じて大学の運営に反映している。また、平成28年度は、理事長兼学長が、副理事長および副学長と同席の上、専任教員との個別面談を実施し、教員のニーズの把握に努めた。

学生からの意見・ニーズ把握については、学生会からの要望ヒアリングを学生課で年 1 回開催しており、学生課の職員が 10 人前後の学生から直接日々の生活や学習環境等に対する意見等について聴取し、ニーズを把握するとともに、対応可能なものは適宜反映している。また、平成 28 年度においては、開学時に入学した約 100 人の学生が卒業を迎えるにあたり、4 年間の学生生活全般における満足度についてアンケート調査を実施し、学生生活の実態の把握に努めた。

また、学外有識者の委員で構成する秋田市公立大学法人評価委員会では、毎年度、本学に対する業務実績評価を実施しており、本学では、同委員会による評価結果や意見等を管理運営に反映している。また、法人の経営に関する重要事項を審議する経営審議会では、4 名の学外委員を置いており、年に 2 回行われる会議で各委員から提起される意見を管理運営に反映している。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、教員の意見やニーズは、各種会議に提出されたものについて、教員間での調整のうえ、必要に応じて大学運営に反映される仕組みとなっている。また、学生からの意見やニーズは、学生会へのヒアリングや卒業を迎える学生へのアンケート調査などによって把握され、適宜反映されている。

学外関係者からの意見反映については、学外有識者からなる秋田市の法人評価委員会と学外有識者の委員を擁する経営審議会において提起された意見等を継続的に管理運営に反映する仕組みが構築されている。

以上のことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に活かされているといえる。

観点 9 - 2 - : 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

地方独立法人法第 12 条および定款第 8 条に基づき、2 人の監事（公認会計士、弁護士）を置いている。監事は、監事監査規程に基づき、毎年度、会計監査と業務監査を行い、理事長に監査報告書を提出している。なお、この監査の結果に基づき必要があると認めるときは、地方独立法人法第 13 条および定款第 9 条に基づき、監事は、理事長又は秋田市長に意見を提出することができ、また、定款の規定により、監事は理事会に出席し意見を述べるができることとしている。

別添資料 9 - 2 - - A 監査報告書

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/06/42ae84c994a2291616c24bd7e457d827.pdf

別添資料 9 - 2 - - B 監査意見書

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学監事監査規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/ba2bf836354758cf13e883d31fafbbd4.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、監事により必要な監査が行われており、また、監事の意見を大学運営に反映する体制が整っている。以上のことから、監事が適切な役割を果たしているといえる。

観点 9 - 2 - : 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

職員研修規程および事務職員の人材育成方針に基づき、「大学内研修」「大学外研修」「自主研修」の3つの区分を設けて、職員研修を行っている。

「大学内研修」としては、新任者向けに予算や学内システムに関する研修等を実施しているほか、コンプライアンス研修やハラスメント防止研修を実施し、職員の資質の向上を図っている。また、秋田市が実施する研修に法人職員が参加できるよう秋田市と協定を結んでおり、秋田市の階層別研修やキルアップ研修等への参加により、業務の遂行に必要な知識、技能等を習得できる環境を整えている。

「大学外研修」としては、毎年度、個々の職員の担当業務、経験年数、職位およびこれまでの研修受講歴等を考慮して、文部科学省、公立大学協会、秋田大学等他機関が実施する研修に職員を参加させている。

このほか、「自主研修」として、主として勤務時間外において自発的に取り組む研修について、随時、情報提供を行っている。

別添資料 1 規程集 秋田公立美術大学職員研修規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/66b50ba2222cfefed706c2a720d8bf18.pdf

別添資料 9 - 2 - - A 事務職員の人材育成方針（8 - 2 - - A再掲）

別添資料 9 - 2 - - B 平成 29 年度職員研修等一覧

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、個々の職員の業務や状況に合わせて、必要な研修等を受講させる体制が整っており、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているといえる。

観点 9 - 3 - : 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

自己点検および評価については、地方独立行政法人法第 28 条に定める各事業年度の業務実績に係る評価委員会の評価に先立ち、自己評価委員会が、年度計画の各項目の業務実績に係る自己評価を実施している。具体的には、各年度末に各委員会、センターおよび事務局が、年度計画の各項目に係る実績等のデータを踏まえて業務実績をまとめ、これを自己評価委員会に提出。自己評価委員会は、項目ごとに年度計画に対する達成度を、〇、△、× の4段階で評価している。各業務実績には、年度計画評価指標に対する実績数値のほか、実施内容や実施件数、参加者数等を具体的に記載することとしており、達成度を客観的に評価できるようにしている。

また、認証評価については、平成 25 年度の開学以来、これまで受審しておらず、今回が初回となる。加えて、自己評価委員会では、教育に関する目標を含む年度計画の実施状況について、毎年度自己評価を行っている。設置団体が設置した秋田市公立大学法人評価委員会は、この自己評価結果を踏まえて業務実績評価を実施し、評価結果や改善を要する事項等を本学に通知するが、本学では、この過程で示された意見なども参

考とし次年度に向けて改善策を講ずるサイクルを構築している。

別添資料 9 - 3 - - A 平成 28 年度業務実績項目別評価

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2017/12/02koumokubetu-hyouka-1.pdf

別添資料 1 規程集 公立大学法人秋田公立美術大学自己評価委員会規程

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/05/aff60b7e0d43d0cd71903822a0679b26.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、毎年度、年度計画の各項目に係る実績等のデータを踏まえて業務実績がまとめられ、自己評価委員会により自己点検・評価が行われている。

以上により、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているといえる。

観点 9 - 3 - : 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

外部者による評価については、地方独立行政法人法第 28 条に基づき、本学の設置者である秋田市の秋田市公立大学法人評価委員会により、毎年、各事業年度の業務実績に係る評価を受けている。同評価委員会は、市が委嘱した学外の有識者で構成されており、評価に当たっては理事長のほか副学長、理事等が出席して、評価委員からの質疑に答えるとともに、受けた意見を大学の管理運営に反映している。学外有識者の委員で構成する秋田市公立大学法人評価委員会では、毎年度、本学に対する業務実績評価を実施しており、本学では、同委員会による評価結果や意見等を踏まえて改善策を講じている。また、法人の経営に関する重要事項を審議する経営審議会では、4 名の学外委員を置いており、年に 2 回行われる会議で各委員から提起される意見を、教育の質の改善・向上に反映している。

別添資料 9 - 3 - - A 平成 28 年度業務実績評価書

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2017/12/01sougou-hyouka-2.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、毎年度の業務実績について秋田市の法人評価委員会による評価が行われており、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われているといえる。

観点 9 - 3 - : 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

自己評価委員会では、秋田市公立大学法人評価委員会から提示された意見や評価結果から、改善が必要な事項又は強化が必要と考えられる事項を抽出・整理している。その上で、各委員長、各課長および各センタ

一長に対し、改善又は強化に向けた対策を立案するよう通知するという形で、評価結果のフィードバックを行っている。また、通知を受けた各委員会等は、各対策を立案の上、年度内に実施するか、又は次年度の年度計画および予算案に反映するなどして改善を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、法人評価委員会からの意見や評価結果は、学内の各課や各センターにフィードバックされ、管理運営の改善策が講じられており、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

予算編成について、教育研究活動を行っている現場の声を最大限に聞きながら、限られた予算の範囲内で優先順位をつけ、適切な予算配分を行っている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10 - 1 - : 大学の目的(学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。) が、適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生) に周知されているか。

【観点到係る状況】

基本理念および教育研究上の目的は、ウェブサイトへの掲載により学内外に公表し、基本理念は学報および学生募集要項等の印刷物に掲載して入学志願者および学外関係者への周知を図っている。このほか学部・学科の特色、教育課程の概要をウェブサイトや大学案内に掲載し、学内外への周知に努めている。

さらに、平成 29 年度には、本学の基本理念を記載したノベルティグッズ(付箋紙) を作成し、入学志願者および学外関係者への周知と理解の促進に努めている。

学生には大学の基本理念に基づくディプロマポリシー(卒業認定に関する方針) およびカリキュラムポリシー(教育課程の編成方針) を記載したシラバスを配布しており、入学時のガイダンスの機会に説明している。教職員には大学の目的が記載された学報、シラバス等の配布により周知を図っている。

別添資料 10 - 1 - - A 大学の基本理念 <http://www.akibi.ac.jp/about/principles>

別添資料 10 - 1 - - B 教育研究上の目的 <http://www.akibi.ac.jp/about/curriculum>

別添資料 10 - 1 - - C 平成 30 年度シラバス

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、大学の基本理念と目的は、本学ウェブサイトへの掲載により公開されているほか、学報や学生募集要項などの印刷物に掲載して構成員や入学志願者等に配布され、周知されている。

以上のことから、大学の目的が適切に公表されるとともに、構成員に周知されているといえる。

観点 10 - 1 - : 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

入学者受入方針および教育課程の概要は、ウェブサイトへの掲載により学内外に公表しており、さらに入学者選抜要項や学生募集要項に明示して、入学志願者への周知に努めている。

また、ディプロマポリシー(卒業認定に関する方針) およびカリキュラムポリシー(教育課程の編成方針) については、シラバスへの明示により学生および教職員にも周知を図っている。

別添資料 10 - 1 - - A 入学者受入方針 <http://www.akibi.ac.jp/user/index.html>

別添資料 10 - 1 - - B 教育課程の概要 <http://www.akibi.ac.jp/about/curriculum>

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、入学者受入方針と教育課程の概要はウェブサイトや入学者選抜要項等に掲載され、入学志願者等に周知されている。ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーについても、シラバスへの明示により学生および教職員に周知されている。

以上のことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているといえる。

観点 10 - 1 - : 教育研究活動等についての情報(学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。)が公表されているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動等についての情報(学校教育法施行規則第 172 条の 2 で規定する事項を含む。)および自己点検・評価の結果は、本学ウェブサイトの情報公開のページに掲載している。また、各教員の活動については、教員の紹介のページに全ての教員の研究分野、職歴、実績等を掲載しているほか、研究成果については、紀要ダウンロードのページに研究紀要を掲載している。

財務諸表等の公表については、地方独立行政法人法第 34 条に定める法令において、会計監査等が適正に処理されているとともに、本学ウェブサイトにおいて、財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告書を広く公表している。

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく教員養成の状況に関する情報については、教職課程を所管する美術教育センターで「教職支援室だより」を不定期に発行し、構成員に公表している。

別添資料 10 - 1 - - A 情報公開 <http://www.akibi.ac.jp/about/information>

別添資料 10 - 1 - - B 財務諸表等(平成 29 年度)

財務諸表 http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/06/29za.pdf

事業報告書 http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/06/29jigyoku.pdf

決算報告書 http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/06/29kessan.pdf

監査報告書

http://www.akibi.ac.jp/akibi_cms/assets/uploads/2018/06/42ae84c994a2291616c24bd7e457d827.pdf

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり、教育研究活動に関連する情報は、本学ウェブページへの掲載により公開されており、教育活動等についての情報が公表されているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

特になし